

四 半 期 報 告 書

(第138期第 2 四半期)

住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第 1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	5
3 【関係会社の状況】	5
4 【従業員の状況】	5
第 2 【事業の状況】	6
1 【生産、受注及び販売の状況】	6
2 【経営上の重要な契約等】	6
3 【財政状態及び経営成績の分析】	6
第 3 【設備の状況】	25
第 4 【提出会社の状況】	26
1 【株式等の状況】	26
2 【株価の推移】	29
3 【役員の状況】	29
第 5 【経理の状況】	30
1 【中間連結財務諸表】	31
2 【その他】	105
3 【中間財務諸表】	106
4 【その他】	139
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	141

中間監査報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年11月28日
【四半期会計期間】	第138期第2四半期(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)
【会社名】	住友信託銀行株式会社
【英訳名】	The Sumitomo Trust and Banking Company, Limited
【代表者の役職氏名】	取締役社長 常 陰 均
【本店の所在の場所】	大阪府中央区北浜四丁目5番33号
【電話番号】	大阪6220局2121番(大代表)
【事務連絡者氏名】	本店総括部主任調査役 垣 内 義 弘
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番2号
【電話番号】	東京3286局1111番(大代表)
【事務連絡者氏名】	総務部主任調査役 後 藤 健 一
【縦覧に供する場所】	当社東京営業部 (東京都中央区八重洲二丁目3番1号) 当社神戸支店 (神戸市中央区御幸通八丁目1番6号) 当社横浜支店 (横浜市西区南幸一丁目14番10号) 当社名古屋支店 (名古屋市中区栄四丁目1番1号) 当社千葉支店 (千葉市中央区富士見一丁目1番15号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当社は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、当第2四半期会計期間については、中間（連結）会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成18年度 中間連結 会計期間	平成19年度 中間連結 会計期間	平成20年度 中間連結 会計期間	平成18年度	平成19年度
		(自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日)	(自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日)	(自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日)	(自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日)	(自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日)
連結経常収益	百万円	387,772	522,198	499,270	853,365	1,095,650
うち連結信託報酬	百万円	35,867	36,737	36,379	73,226	74,628
連結経常利益	百万円	99,175	61,371	54,773	170,171	136,985
連結中間純利益	百万円	63,960	37,718	28,323	—	—
連結当期純利益	百万円	—	—	—	103,820	82,344
連結純資産額	百万円	1,308,862	1,393,547	1,352,683	1,447,907	1,280,954
連結総資産額	百万円	20,915,021	22,059,389	20,919,895	21,003,064	22,180,734
1株当たり純資産額	円	686.20	706.27	616.41	738.77	639.75
1株当たり中間純利益金額	円	38.23	22.52	16.91	—	—
1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	62.05	49.17
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額	円	38.22	22.52	—	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	62.04	49.17
自己資本比率	%	5.4	5.3	4.9	5.8	4.8
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	△728,314	865,526	555,527	△1,174,494	△153,759
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	134,943	△889,267	△779,658	744,304	184,510
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	130,474	52,336	49,105	181,729	14,559
現金及び現金同等物の 中間期末（期末）残高	百万円	227,889	472,925	309,868	443,240	487,255
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	8,878 [2,577]	9,632 [2,632]	9,842 [2,728]	9,405 [2,598]	9,825 [2,637]
信託財産額	百万円	70,810,733	83,643,053	87,393,741	77,149,949	90,534,098

- (注) 1. 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
3. 平成20年度中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については潜在株式がないので記載しておりません。
4. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末少数株主持分)を期末資産の部合計で除して算出しております。
5. 平成20年度中間連結会計期間の平均臨時従業員数は、第2四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。
6. 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係るものを記載しております。なお、連結会社のうち、該当する信託業務を営む会社は当社1社です。

(2) 当社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第136期中	第137期中	第138期中	第136期	第137期
決算年月		平成18年 9 月	平成19年 9 月	平成20年 9 月	平成19年 3 月	平成20年 3 月
経常収益	百万円	267, 231	316, 824	299, 552	558, 470	682, 644
うち信託報酬	百万円	35, 867	36, 750	36, 379	73, 226	74, 641
経常利益	百万円	85, 925	42, 819	47, 541	134, 551	103, 928
中間純利益	百万円	55, 486	31, 951	30, 399	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	81, 813	69, 924
資本金	百万円	287, 457	287, 537	287, 537	287, 517	287, 537
発行済株式総数	千株	1, 673, 460	1, 675, 128	1, 675, 128	1, 675, 034	1, 675, 128
純資産額	百万円	1, 117, 762	1, 134, 570	985, 967	1, 195, 505	1, 019, 800
総資産額	百万円	20, 689, 248	21, 354, 076	20, 323, 157	20, 404, 956	21, 513, 246
預金残高	百万円	11, 053, 313	11, 321, 679	11, 759, 155	11, 317, 081	11, 810, 218
貸出金残高	百万円	10, 870, 759	10, 898, 212	11, 086, 798	10, 797, 440	11, 033, 244
有価証券残高	百万円	5, 911, 700	6, 403, 360	5, 483, 784	5, 504, 467	4, 891, 135
1株当たり中間配当額	円	8. 50	8. 50	8. 50	—	—
1株当たり配当額	円	—	—	—	17. 00	17. 00
自己資本比率	%	5. 4	5. 3	4. 8	5. 8	4. 7
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	5, 413 [1, 304]	5, 702 [1, 326]	5, 917 [1, 394]	5, 627 [1, 308]	5, 869 [1, 333]
信託財産額	百万円	70, 810, 733	83, 643, 053	87, 393, 741	77, 149, 949	90, 534, 098
信託勘定貸出金残高	百万円	592, 004	557, 023	381, 818	591, 989	447, 059
信託勘定有価証券残高	百万円	9, 361, 168	11, 441, 244	7, 325, 120	10, 496, 104	11, 508, 943

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部合計で除して算出しております。

3. 平成20年9月の平均臨時従業員数は、第2四半期会計期間における平均雇用人員数であります。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成20年9月30日現在

従業員数(人)	9,842 [2,728]
---------	------------------

(注) 1. 従業員数は、就業人員であり、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員2,712人を含んでおりません。

2. 従業員数には、取締役を兼務していない執行役員54人を含んでおります。

3. 臨時従業員数は、[]内に当第2四半期連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当社の従業員数

平成20年9月30日現在

従業員数(人)	5,917 [1,394]
---------	------------------

(注) 1. 従業員数は、就業人員であり、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員1,390人を含んでおりません。

2. 従業員数には、取締役を兼務していない執行役員18人を含んでおります。

3. 臨時従業員数は、[]内に当第2四半期会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

記載すべき事項はありません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 業績の状況

連結損益の状況

当第2四半期連結累計期間における「実質業務純益(注)」は、投資信託販売や不動産仲介の減少等による役務取引等利益の減益を主因として、前年同期比71億円減益の953億円となりました。経常利益は、株価下落に伴い株式等関係損益が悪化したことから同65億円減益の547億円となりました。なお、与信関係費用は、リーマン・ブラザーズグループとの金利スワップ等オフバランス取引に係る損失処理、連結子会社における貸倒引当金繰入等により費用計上となりましたが、高水準であった前年同期との比較では改善となっております。

中間純利益は、前年同期において計上した退職給付信託返還益の解消要因等により、同93億円減益の283億円、1株当たり中間純利益は16円91銭となっております。

また、当第2四半期連結会計期間における実質業務純益は689億円、経常利益は299億円、四半期純利益は153億円となりました。

(注) 実質業務純益とは、銀行の実勢ベースの収益力を表す指標として用いられております。

セグメントの状況

当第2四半期連結累計期間におけるセグメント別の経常利益並びに内部取引消去前の経常利益に占める割合は次のとおりであります。事業の種類別セグメントにつきましては、銀行信託事業が560億円(102.2%)、リース事業が12億円(2.3%)、金融関連事業が△24億円(△4.5%)となりました。所在地別セグメントにつきましては、日本が546億円(99.4%)、米州が35億円(6.4%)、欧州が△44億円(△8.0%)、アジア・オセアニアが11億円(2.2%)となりました。

また、当第2四半期連結会計期間の事業の種類別セグメントにおける経常利益は、銀行信託事業が384億円、リース事業が△6億円、金融関連事業が△54億円となりました。所在地別セグメントにつきましては、日本が368億円、米州が△7億円、欧州が△40億円、アジア・オセアニアが4億円となりました。

資産負債の状況

連結総資産は、期中 1 兆2,608億円減少し期末残高は20兆9,198億円、連結純資産は、同717億円増加し期末残高は 1 兆3,526億円となりました。

主な勘定残高といたしましては、貸出金は、同997億円増加し期末残高は10兆8,460億円、有価証券は、同5,775億円増加し期末残高は 5 兆1,800億円となりました。また、預金は、同768億円減少し期末残高は11兆7,988億円となりました。

なお、当社の信託財産総額（単体）は、同 3 兆1,403億円減少し期末残高は87兆3,937億円となりました。

その他有価証券の評価差額（時価のあるもの）は、「その他」に含まれる「外国債券」の評価損が期中414億円拡大したことを主因として、期中728億円減少しネット380億円の評価益となりました。

銀行勘定・信託勘定を合わせたリスク管理債権（連結）は、期中116億円減少し期末残高は1,387億円（リスク管理債権比率は前年度末比0.2%低下の1.2%）、金融再生法開示債権（単体）は、期中370億円減少し期末残高は700億円（開示債権比率は前年度末比0.3%低下の0.6%）となっております。

繰延税金資産につきましては、期中187億円増加し期末残高はネット1,015億円の資産計上となっております。

・キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況につきましては、資金の運用・調達や貸出金・預金の増減等の営業活動によるものが5,555億円の収入（前年同期比3,099億円の収入減少）、有価証券の取得・処分等の投資活動によるものが7,796億円の支出（同1,096億円の支出減少）、優先出資証券の発行等の財務活動によるものが491億円の収入（同32億円の収入減少）となり、現金及び現金同等物の期末残高は3,098億円となりました。

また、当第2四半期連結会計期間のキャッシュ・フローの状況につきましては、営業活動によるものが4,754億円の収入、投資活動によるものが5,229億円の支出、財務活動によるものが211億円の支出となりました。

損益の概況（参考）

	平成19年度 第1四半期 連結会計期間 (百万円)	平成19年度 第2四半期 連結会計期間 (百万円)	平成19年度 中間連結 会計期間 (百万円)
粗利益 (実質粗利益)	82,681 (82,681)	112,642 (112,642)	195,324 (195,324)
信託報酬	10,033	26,703	36,737
信託勘定不良債権処理額	—	—	—
貸信合同信託報酬（不良債権処理除き）	1,217	4,590	5,808
その他信託報酬	8,816	22,113	30,929
資金利益	36,247	45,608	81,856
役務取引等利益	24,119	30,936	55,056
特定取引利益	2,417	3,978	6,396
その他業務利益（除く臨時処理分）	9,862	5,414	15,277
経費（除く臨時処理分） (除くのれん償却)	△47,850 (△46,013)	△49,136 (△47,002)	△96,986 (△93,015)
一般貸倒引当金純繰入額	—	△25,965	△23,251
不良債権処理額	△388	△10,144	△12,188
貸出金償却	△379	△9,240	△9,620
個別貸倒引当金純繰入額	—	801	△788
特定海外債権引当勘定純繰入額	—	18	△46
債権売却損	△9	△1,724	△1,733
株式等関係損益	585	4,109	4,695
持分法による投資損益	△153	△393	△546
その他	△930	△4,744	△5,675
経常利益	33,944	26,367	61,371
特別損益	11,465	△938	9,467
うち 貸倒引当金戻入益	1,059	—	—
うち 償却債権取立益	166	223	389
うち 退職給付信託返還益	9,969	—	9,969
税金等調整前四半期（中間）純利益	45,409	25,429	70,838
法人税、住民税及び事業税	△13,914	△23,419	△37,333
法人税等調整額	△5,673	12,866	7,193
少数株主利益	△1,292	△1,688	△2,980
四半期（中間）純利益	24,530	13,188	37,718
与信関係費用（ ＋ ＋ ＋ ＋ ）	836	△35,886	△35,049
実質与信関係費用	—	—	△38,687
うち 海外クレジット関連損失	—	—	△9,705
実質業務純益	37,541	64,890	102,431

	平成20年度 第1四半期 連結会計期間 (百万円)	平成20年度 第2四半期 連結会計期間 (百万円)	平成20年度 中間連結 会計期間 (百万円)
粗利益 (実質粗利益)	74,120 (74,120)	119,362 (119,362)	193,483 (193,482)
信託報酬	10,627	25,752	36,379
信託勘定不良債権処理額	—	0	0
貸信合同信託報酬 (不良債権処理除き)	2,501	2,748	5,250
その他信託報酬	8,125	23,003	31,128
資金利益	37,074	49,970	87,045
役務取引等利益	17,554	20,779	38,333
特定取引利益	△4,926	△4,347	△9,274
その他業務利益 (除く臨時処理分)	13,790	27,208	40,998
経費 (除く臨時処理分) (除くのれん償却)	△48,975 (△46,843)	△53,385 (△51,252)	△102,360 (△98,096)
一般貸倒引当金純繰入額	—	3,443	8,786
不良債権処理額	△1,178	△21,403	△25,573
貸出金償却	△1,073	△3,700	△4,774
個別貸倒引当金純繰入額	—	△17,166	△20,157
特定海外債権引当勘定純繰入額	—	—	—
債権売却損	△104	△536	△640
株式等関係損益	1,208	△11,413	△10,205
持分法による投資損益	△806	△300	△1,106
その他	△1,909	△6,340	△8,249
経常利益	22,458	29,963	54,773
特別損益	3,191	1,315	2,155
うち 貸倒引当金戻入益	2,351	—	—
うち 償却債権取立益	342	353	695
うち 退職給付信託返還益	—	—	—
税金等調整前四半期 (中間) 純利益	25,649	31,279	56,928
法人税、住民税及び事業税	△2,048	△9,463	△11,511
法人税等調整額	△8,637	△4,277	△12,914
少数株主利益	△2,017	△2,162	△4,179
四半期 (中間) 純利益	12,947	15,375	28,323

与信関係費用 (+ + + +)	1,515	△17,605	△16,090
実質与信関係費用	—	—	△24,519
うち 海外クレジット関連損失	—	—	△10,735

実質業務純益	26,318	68,987	95,306
--------	--------	--------	--------

- (注) 1. 平成19年度第1四半期連結会計期間及び平成20年度第1四半期連結会計期間は、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定純繰入額の合計が取崩超過となったことから、当該取崩額を特別利益に計上しております。
2. 連結の実質与信関係費用は、与信関係費用に株式等関係損益やその他に計上された費用のうち、内外クレジット投資を目的とした有価証券 (債券、株式等) 投資に係る費用等及び持分法による投資損益のうち持分法適用会社の与信関係費用を加えたものであります。
3. 連結の実質業務純益 = 単体の実質業務純益 + 他の連結会社の経常利益 (臨時要因調整後)
+ 持分法適用会社の経常利益 (臨時要因調整後) × 持分割合 - 内部取引 (配当等)
4. 金額が損失の項目には△を付しております。

国内・海外別収支

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
信託報酬	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	25,752	—	—	25,752
資金運用収支	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	48,912	1,848	762	49,999
役務取引等収支	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	19,001	2,825	1,048	20,779
特定取引収支	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	△4,405	58	—	△4,347
その他業務収支	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	25,558	1,331	△548	27,438

- (注) 1. 「国内」とは、当社(海外店を除く)及び国内に本店を有する連結子会社(以下「国内連結子会社」という)であります。「海外」とは、当社の海外店及び海外に本店を有する連結子会社(以下「海外連結子会社」という)であります。
2. 「相殺消去額(△)」欄は、連結会社相互間の内部取引相殺消去額を表示しております。
3. 資金運用収支は金銭の信託運用見合費用(当第2四半期連結会計期間28百万円)を控除して表示しております。

国内・海外別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	平成19年9月30日	10,444,804	1,022,696	59,792	11,407,709
	平成20年9月30日	11,155,499	710,570	67,199	11,798,870
うち流動性預金	平成19年9月30日	1,742,521	68,401	46,399	1,764,523
	平成20年9月30日	1,663,528	47,084	33,743	1,676,870
うち定期性預金	平成19年9月30日	8,371,952	954,201	12,545	9,313,608
	平成20年9月30日	9,184,421	663,474	32,557	9,815,338
うちその他	平成19年9月30日	330,330	94	847	329,576
	平成20年9月30日	307,550	10	899	306,661
譲渡性預金	平成19年9月30日	2,184,053	325,832	10,000	2,499,886
	平成20年9月30日	2,207,174	116,871	10,000	2,314,045
総合計	平成19年9月30日	12,628,858	1,348,529	69,792	13,907,595
	平成20年9月30日	13,362,673	827,441	77,199	14,112,915

(注) 1. 「国内」とは、当社(海外店を除く)であります。「海外」とは、当社の海外店及び海外連結子会社であります。

2. 「相殺消去額(△)」欄は、連結会社相互間の債権債務相殺消去額を表示しております。

3. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋通知預金

4. 定期性預金＝定期預金

国内・海外別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成19年 9 月30日		平成20年 9 月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く 特別国際金融取引勘定分)	9,424,012	100.00	9,656,706	100.00
製造業	1,295,583	13.75	1,355,544	14.04
農業	2,678	0.03	2,635	0.03
林業	240	0.00	200	0.00
漁業	9,216	0.10	7,339	0.08
鉱業	16,072	0.17	14,258	0.15
建設業	146,796	1.56	134,225	1.39
電気・ガス・熱供給・水道業	161,296	1.71	142,972	1.48
情報通信業	105,774	1.12	151,539	1.57
運輸業	672,037	7.13	688,968	7.13
卸売・小売業	885,490	9.40	921,830	9.55
金融・保険業	1,514,837	16.07	1,453,693	15.05
不動産業	1,649,091	17.50	1,751,931	18.14
各種サービス業	996,854	10.58	965,180	9.99
地方公共団体	53,246	0.56	55,098	0.57
その他	1,914,794	20.32	2,011,286	20.83
海外及び特別国際金融取引勘定分	1,201,389	100.00	1,189,316	100.00
政府等	1,071	0.09	752	0.06
金融機関	58,028	4.83	61,854	5.20
その他	1,142,289	95.08	1,126,708	94.74
合計	10,625,402	—	10,846,022	—

(注) 「国内」とは、当社(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。「海外」とは、当社の海外店及び海外連結子会社であります。

(2) 「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況

連結会社のうち、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む会社は、当社1社です。

信託財産の運用／受入状況(信託財産残高表)

資産						
科目	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)		前連結会計年度 (平成20年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	557,023	0.67	381,818	0.44	447,059	0.49
有価証券	11,441,244	13.68	7,325,120	8.38	11,508,943	12.71
信託受益権	54,895,358	65.63	61,964,219	70.90	61,015,610	67.39
受託有価証券	408,264	0.49	440,051	0.50	434,419	0.48
金銭債権	7,875,375	9.41	9,391,818	10.75	8,908,810	9.84
有形固定資産	4,086,658	4.89	4,396,803	5.03	4,343,235	4.80
無形固定資産	28,553	0.03	34,175	0.04	33,370	0.04
その他債権	2,946,768	3.52	2,596,617	2.97	2,822,637	3.12
コールローン	4,500	0.00	4,700	0.01	45,100	0.05
銀行勘定貸	1,159,892	1.39	644,661	0.74	747,554	0.83
現金預け金	239,413	0.29	213,755	0.24	227,355	0.25
合計	83,643,053	100.00	87,393,741	100.00	90,534,098	100.00

負債						
科目	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)		前連結会計年度 (平成20年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	22,866,716	27.34	20,927,526	23.95	25,545,526	28.22
年金信託	7,423,644	8.88	6,510,079	7.45	7,100,851	7.84
財産形成給付信託	7,612	0.01	9,107	0.01	7,203	0.01
貸付信託	551,296	0.66	206,543	0.24	278,182	0.31
投資信託	19,636,728	23.48	22,537,130	25.79	21,484,220	23.73
金銭信託以外の金銭の信託	3,160,930	3.78	2,912,094	3.33	3,042,883	3.36
有価証券の信託	14,439,200	17.26	16,514,452	18.90	15,885,157	17.55
金銭債権の信託	7,514,162	8.98	9,076,530	10.38	8,638,407	9.54
動産の信託	437	0.00	—	—	—	—
土地及びその定着物の信託	143,721	0.17	56,377	0.06	149,581	0.16
包括信託	7,898,602	9.44	8,643,900	9.89	8,402,083	9.28
その他の信託	0	0.00	0	0.00	0	0.00
合計	83,643,053	100.00	87,393,741	100.00	90,534,098	100.00

(注) 1. 上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。

2. 「信託受益権」に含まれる資産管理を目的として再信託を行っている金額 前中間連結会計期間末
54,848,873百万円、当中間連結会計期間末61,946,569百万円、前連結会計年度60,984,817百万円

3. 共同信託他社管理財産 前中間連結会計期間末3,281,426百万円、当中間連結会計期間末2,754,779百万円、
前連結会計年度2,973,373百万円

貸出金残高の状況(業種別貸出状況)

業種別	前中間連結会計期間末 (平成19年 9 月30日)		当中間連結会計期間末 (平成20年 9 月30日)	
	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)
製造業	26,911	4.83	21,279	5.57
建設業	1,181	0.21	787	0.21
電気・ガス・熱供給・水道業	1,882	0.34	924	0.24
情報通信業	311	0.06	253	0.07
運輸業	10,491	1.88	8,614	2.26
卸売・小売業	7,306	1.31	3,015	0.79
金融・保険業	41,015	7.36	47,005	12.31
不動産業	9,778	1.76	7,823	2.05
各種サービス業	195,349	35.07	97,107	25.43
地方公共団体	32,202	5.78	18,644	4.88
その他	230,593	41.40	176,361	46.19
合計	557,023	100.00	381,818	100.00

元本補てん契約のある信託の運用／受入状況

科目	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)			当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)			前連結会計年度 (平成20年3月31日)		
	金銭信託 (百万円)	貸付信託 (百万円)	合計 (百万円)	金銭信託 (百万円)	貸付信託 (百万円)	合計 (百万円)	金銭信託 (百万円)	貸付信託 (百万円)	合計 (百万円)
貸出金	415,437	—	415,437	299,134	—	299,134	328,913	—	328,913
有価証券	9,794	—	9,794	48	—	48	9,796	—	9,796
その他	439,880	561,415	1,001,295	368,782	206,562	575,344	359,544	288,201	647,746
資産計	865,112	561,415	1,426,527	667,965	206,562	874,527	698,254	288,201	986,455
元本	863,500	555,847	1,419,348	667,174	203,534	870,709	696,894	284,609	981,504
債権償却準備金	1,175	—	1,175	330	—	330	924	—	924
特別留保金	—	3,467	3,467	—	1,417	1,417	—	1,839	1,839
その他	436	2,099	2,536	460	1,610	2,070	434	1,752	2,187
負債計	865,112	561,415	1,426,527	667,965	206,562	874,527	698,254	288,201	986,455

(注) 1. 信託財産の運用のため再信託された信託を含みます。

2. リスク管理債権の状況

前中間連結会計期間末 貸出金415,437百万円のうち、延滞債権額は3,077百万円、貸出条件緩和債権額は770百万円であります。

また、これらの債権額の合計額は3,848百万円であります。

なお、破綻先債権及び3カ月以上延滞債権はありません。

当中間連結会計期間末 貸出金299,134百万円のうち、破綻先債権額は26百万円、延滞債権額は14,243百万円、貸出条件緩和債権額は275百万円であります。

また、これらの債権額の合計額は14,545百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権はありません。

前連結会計年度 貸出金328,913百万円のうち、延滞債権額は14,656百万円、貸出条件緩和債権額は745百万円であります。

また、これらの債権額の合計額は15,402百万円であります。

なお、破綻先債権及び3カ月以上延滞債権はありません。

3. 前中間連結会計期間末及び前連結会計年度において、金銭信託の有価証券は貸付信託受益証券を含んでおり、同額が貸付信託の元本に計上されております。当該貸付信託受益証券の金額は前中間連結会計期間末9,745百万円、前連結会計年度9,747百万円であります。

なお、当中間連結会計期間末において、金銭信託の有価証券に貸付信託受益証券は含まれておりません。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、貸出金等の各勘定について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1. から3. までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	平成19年9月30日	平成20年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	23	2
危険債権	8	141
要管理債権	8	3
正常債権	4,116	2,846

(単体情報)

(参考)

当社の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
業務粗利益	144,698	139,984	△4,713
うち信託報酬	36,750	36,379	△371
うち信託勘定不良債権処理損失	—	0	0
経費 (除く臨時処理分)	△63,939	△67,207	△3,268
人件費	△25,456	△25,881	△425
物件費	△35,259	△38,415	△3,155
税金	△3,222	△2,910	312
一般貸倒引当金繰入額	△22,238	—	22,238
業務純益	58,520	72,777	14,256
信託勘定償却前業務純益	58,520	72,776	14,255
信託勘定償却前業務純益 (一般貸倒引当金繰入 前・のれん償却前)	80,759	72,776	△7,982
うち債券関係損益	20,504	22,808	2,304
臨時損益	△15,701	△25,235	△9,534
株式関係損益	4,614	△9,325	△13,939
銀行勘定不良債権処理損失	△12,553	△4,808	7,744
貸出金償却	△9,273	△4,167	5,106
個別貸倒引当金繰入額	△1,499	—	1,499
特定海外債権引当勘定繰入額	△46	—	46
その他の債権売却損等	△1,733	△640	1,092
その他臨時損益	△7,761	△11,100	△3,339
経常利益	42,819	47,541	4,721
特別損益	9,351	994	△8,356
うち固定資産処分損益	△1,004	△263	740
税引前中間純利益	52,171	48,535	△3,635
法人税、住民税及び事業税	△34,198	△5,522	28,676
法人税等調整額	13,978	△12,614	△26,593
中間純利益	31,951	30,399	△1,552

- (注) 1. 業務粗利益＝信託報酬＋(資金運用収支＋金銭の信託運用見合費用)＋役務取引等収支＋特定取引収支＋その他業務収支
2. 業務純益＝業務粗利益－経費(除く臨時処理分)－一般貸倒引当金繰入額
3. 信託勘定償却前業務純益＝業務純益＋信託勘定不良債権処理損失
4. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されるため、業務費用から控除しているものであります。
5. 臨時損益とは、中間損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
6. 債券関係損益＝国債等債券売却益＋国債等債券償還益－国債等債券売却損－国債等債券償還損－国債等債券償却
7. 株式関係損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却
8. 金額が損失又は減益の項目には△を付しております。

２．利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B)－(A)
(1) 資金運用利回	1. 43	1. 56	0. 13
貸出金利回	1. 49	1. 59	0. 10
有価証券利回	1. 62	2. 05	0. 43
(2) 資金調達利回	0. 52	0. 63	0. 11
預金等利回	0. 47	0. 60	0. 13
(3) 資金粗利鞘 —	0. 91	0. 93	0. 02

(注) 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

３．ＲＯＥ(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B)－(A)
信託勘定償却前業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	13. 82	14. 47	0. 65
業務純益ベース	10. 01	14. 47	4. 46
中間純利益ベース	5. 47	6. 04	0. 57

４．預金・貸出金等の状況(単体)

(1) 信託勘定

元本補てん契約のある信託の元本・貸出金の残高

			前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B)－(A)
元本	金銭信託	末残	863, 500	667, 174	△196, 325
		平残	852, 001	682, 530	△169, 471
	貸付信託	末残	555, 847	203, 534	△352, 313
		平残	622, 422	242, 762	△379, 659
	合計	末残	1, 419, 348	870, 709	△548, 638
		平残	1, 474, 424	925, 293	△549, 131
貸出金	金銭信託	末残	415, 437	299, 134	△116, 302
		平残	425, 438	319, 054	△106, 384
	貸付信託	末残	—	—	—
		平残	—	—	—
	合計	末残	415, 437	299, 134	△116, 302
		平残	425, 438	319, 054	△106, 384

元本補てん契約のある信託の個人・法人別元本残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	803, 529	635, 132	△168, 397
法人	615, 818	235, 576	△380, 241
合計	1, 419, 348	870, 709	△548, 638

消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	230, 593	176, 361	△54, 231
うち住宅ローン残高	107, 123	98, 215	△8, 907
うちその他ローン残高	123, 470	78, 146	△45, 323

中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	百万円	246, 575	190, 041	△56, 533
総貸出金残高	百万円	557, 023	381, 818	△175, 205
中小企業等貸出金比率	／	44. 3	49. 8	5. 5
中小企業等貸出先件数	件	11, 548	9, 474	△2, 074
総貸出先件数	件	11, 601	9, 517	△2, 084
中小企業等貸出先件数比率	／	99. 5	99. 5	△0. 0

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

(2) 銀行勘定

預金・貸出金の残高

		前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金	末残	11,321,679	11,759,155	437,476
	平残	11,129,756	11,639,749	509,993
貸出金	末残	10,898,212	11,086,798	188,585
	平残	10,905,443	11,052,821	147,378

個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	7,252,541	7,931,081	678,540
法人	2,245,914	1,949,767	△296,147
合計	9,498,455	9,880,848	382,392

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	1,749,594	1,813,039	63,444
うち住宅ローン残高	1,398,488	1,460,370	61,881
うちその他ローン残高	351,105	352,669	1,563

中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	百万円	5,037,502	5,069,076	31,573
総貸出金残高	百万円	9,989,696	10,257,358	267,662
中小企業等貸出金比率	／ %	50.4	49.4	△1.0
中小企業等貸出先件数	件	127,565	128,056	491
総貸出先件数	件	128,834	129,264	430
中小企業等貸出先件数比率	／ %	99.0	99.1	0.1

(注) 1. 貸出金残高には、海外店分及び特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2. 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

5. 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	2	218	1	1,386
信用状	9	2,749	9	5,622
保証	605	743,798	543	579,022
計	616	746,765	553	586,031

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当社の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1. から3. までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	平成19年9月30日	平成20年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	32	194
危険債権	590	142
要管理債権	321	219
正常債権	116,755	117,602

(3) 対処すべき課題

当社グループは、今年度より、内外の金融情勢や経営環境の変化を踏まえ、「資産運用型金融ソリューションモデル」の確立を目指す新中期経営計画「進化と融合」をスタートしております。

平成20年度下半期につきましては、足許の金融市場環境の混乱に対し、与信管理態勢・自己資本管理態勢の一層の強化等を通じて備えを万全なものとするとともに、厳しい環境を、自らを磨き様々な成長機会を獲得する絶好のチャンスと捉え、各事業戦略の強化、ハイブリッド型事業の展開、経営・事業インフラの充実等を一段と加速させてまいります。

各事業戦略の強化

リテール事業では、営業員の運用コンサルティング能力を一段と向上させ、相対型の付加価値の高いサービス提供を通じて、受信残高の増大及び実績配当型商品の販売拡大を図るとともに、保険・ローン・不動産等のお客様のライフイベントに応じた商品ラインアップの拡充に取り組んでまいります。

ホールセール事業では、国内外のクレジット投資方針を見直すとともに、相対型与信へ注力することで、お取引先企業の資金ニーズに的確にお応えしてまいります。また、資本政策・不動産等に着眼した総合的ソリューションの提供や、各種投資商品の販売を通じた資産運用型ビジネスの強化を推進してまいります。

不動産事業では、不動産市況の変化に応じた仲介営業体制の再編と、グループ内連携のさらなる推進により、仲介業務の競争力強化を図るとともに、グループ企業の不動産投資マネージ機能も活用した収益機会獲得に注力してまいります。

受託事業では、年金制度・資産運用・資産管理の一体運営を総合的に展開し、多彩な運用商品の提供と高度な運用コンサルティングで、年金信託・投資信託等の受託残高拡大に注力するとともに、海外投資家からの運用受託の強化に努めてまいります。また、確定拠出年金業務の展開を加速・発展させ、収益性の向上を図ってまいります。

マーケット資金事業では、マクロ経済予測力・リスク分析力を活かした財務マネジメントとマーケットオペレーションの実行により、的確に収益機会を獲得し、当社収益の安定化を図るとともに、お客様の資産運用ニーズやリスクに的確なソリューションを提供する市場型金融商品の開発・提供を推進してまいります。

多様な機能を活用したトータルソリューションの提供～「ハイブリッド型事業」の展開

また、当社の有する専門性の高い多様な機能を、部門やグループ内各社相互間で融合・進化させることによって、住友信託銀行だからこそ可能な総合的なソリューションの提供を行う、いわゆるハイブリッド型事業の展開に注力してまいります。具体的には、機関投資家向け運用コンサルティング力を活用して個人・法人も含めたグループ全体の投資家基盤を拡大する投資営業、プライベートバンキング・富裕層のお客様に、資産に関するトータルソリューションを提供するウェルスマネジメント事業、不動産取引の商流から発生する収益機会をグループ全体で獲得する不動産総合事業等の展開に注力いたします。

経営・事業インフラの充実

あわせて、与信管理・自己資本管理をはじめとするコンプライアンス及びリスク管理態勢の一段の強化、人材育成への計画的な取り組み等により、当社グループの持続的成長を可能とする経営・事業インフラの充実を図ってまいります。

こうした事業活動を通じまして、「信託」と「銀行」という、異なる金融ソリューション機能を一体的に提供し、高付加価値のサービスを創造する「資産運用型金融ソリューショングループ」へ進化を遂げ、お客様からより一層の信頼と支持をいただき、企業価値の増大を実現するべく、役職員一同全力を尽くす所存であります。

第3 【設備の状況】

1 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 設備の新設、除却等の計画

第1四半期連結会計期間末において計画中であった重要な設備の新設、増改築等のうち、当第2四半期連結会計期間中に重要な変更があったものではありません。

当第2四半期連結会計期間中に新たに確定した重要な設備の新築、増改築等の計画は次のとおりであります。

銀行信託事業

	会社名	店舗名 その他	所在地	区分	設備の 内容	投資予定金額 (百万円)		資金調 達方法	着手 年月	完了予定 年月
						総額	既支払額			
当社	—	事務機械	—	改修 その他	(注2)	1,213	—	自己 資金	平成20年 10月	平成21年3月
	—	その他	—	改修 その他	(注2)	1,735	—	自己 資金	平成20年 10月	平成21年3月

(注) 1. 上記設備計画の記載金額には、消費税等を含んでおりません。

2. 「事務機械」及び「その他」の主なものは、各々店舗設備の改修及び機器の新設・更新等であります。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	3,000,000,000
計	3,000,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年11月28日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,675,128,546	同左	大阪証券取引所 (市場第一部) 東京証券取引所 (市場第一部)	権利内容に何ら限定のない当 社における標準となる株式
計	1,675,128,546	同左	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当ありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当ありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成20年9月30日	—	1,675,128	—	287,537,174	—	242,555,536

(5) 【大株主の状況】

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	96,849	5.78
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	83,319	4.97
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社 (信託口4G)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	61,637	3.67
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505223 (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	52,958	3.16
ザ バンク オブ ニューヨー ク インターナショナル ノミ ニーズ (常任代理人 住友信託銀行株 式会社)	620 AVENUE OF THE AMERICAS, 6TH FLOOR NEW YORK, NEW YORK 10011 (東京都千代田区丸の内一丁目9番2号)	39,934	2.38
ザ チェース マンハッタン バンク 385036 (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行)	360 N. CRESCENT DRIVE BEVERLY HILLS, CA 90210 U. S. A. (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	26,939	1.60
ノーザン トラスト カンパ ニー (エイブイエフシー) サブ アカウント アメリカン クラ イアント (常任代理人 香港上海銀行)	50 BANK STREET CANARY WHART LONDON E14 5NT UK (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	24,262	1.44
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカ ウント (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	22,319	1.33
株式会社クボタ	大阪市浪速区敷津東一丁目2番47号	21,984	1.31
オーディー05 オムニバス チ ャイナ トリーティ 808150 (常任代理人 株式会社三井住 友銀行)	338 PITT STREET SYDNEY NSW 2000 AUSTRALIA (東京都千代田区丸の内一丁目3番2号)	18,822	1.12
計	—	449,024	26.80

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 531,000	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,672,537,000	1,672,537	同上
単元未満株式	普通株式 2,060,546	—	同上
発行済株式総数	1,675,128,546	—	—
総株主の議決権	—	1,672,537	—

(注) 1. 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が157千株含まれております。

また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権が157個含まれております。

2. 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式118株が含まれております。

【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 住友信託銀行株式会社	大阪市中央区北浜四丁目 5番33号	531,000	—	531,000	0.03
計	—	531,000	—	531,000	0.03

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	957	960	929	814	735	750
最低(円)	687	803	713	686	625	579

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1．当社は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、当第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。

2．当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3．当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

4．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）及び当中間連結会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）及び当中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）の中間財務諸表について、あずさ監査法人の中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】
(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成19年 9 月30日)				当中間連結会計期間末 (平成20年 9 月30日)				前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成20年 3 月31日)							
資産の部																
現金預け金	694,569				744,784				891,560							
コールローン及び買入手形	331,134				125,054				140,780							
債券貸借取引支払保証金	-				-				152,240							
買入金銭債権	685,817				502,795				581,167							
特定取引資産	7	725,509			7	920,630			7	1,078,192						
金銭の信託	18,677				17,541				17,533							
有価証券	1,	7,	16		1,	7,	16		1,	7,	16					
	6,137,291				5,180,046				4,602,451							
貸出金	2,	3,	4,	5,	6,	2,	3,	4,	5,	6,	2,	3,	4,	5,	6,	
	7				10,625,402				7				10,746,228			
外国為替	6,940				7,620				7,946							
リース債権及びリース投資資産					7	647,885										
金融派生商品									1,802,243							
その他資産	7,	12			2,133,397	7,	12			1,286,792	7,	12			1,414,171	
有形固定資産	9,	10,	11		131,301	9,	10,	11		130,724	9,	10,	11		132,743	
無形固定資産	149,536				146,579				148,241							
繰延税金資産	20,239				101,713				83,050							
支払承諾見返	16				537,799	16	374,662			16	488,865					
貸倒引当金	130,674				112,957				106,683							
投資損失引当金	7,552				-				-							
資産の部合計	22,059,389				20,919,895				22,180,734							
負債の部																
預金	7	11,407,709			7	11,798,870			7	11,875,749						
譲渡性預金	2,499,886				2,314,045				2,456,695							
コールマネー及び売渡手形	224,046				263,750				140,152							
売現先勘定	7	1,286,855			7	1,486,026			7	790,588						
債券貸借取引受入担保金	7	105,752			7	95,013			7	131,957						
特定取引負債	75,300				41,609				338,217							
借入金	7,	13			1,177,513	7,	13			893,354	7,	13			883,039	
外国為替	105				406				0							
短期社債	488,930				343,082				356,754							
社債	14	615,855			14	579,023			14	598,859						
信託勘定借	1,159,892				644,661				747,554							
金融派生商品									1,620,494							
その他負債	1,023,868				700,768				437,776							
賞与引当金	6,143				6,299				6,272							
役員賞与引当金	-				-				75							
退職給付引当金	9,908				8,855				9,636							
預金払戻損失引当金					823				819							
偶発損失引当金					7,718				7,806							
移転関連費用引当金	-				2,118				2,243							
繰延税金負債	40,160				143				198							
再評価に係る繰延税金負債	9	6,113			9	5,979			9	6,021						
支払承諾	16	537,799			16	374,662			16	488,865						
負債の部合計	20,665,842				19,567,212				20,899,780							

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成19年 9 月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年 9 月30日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成20年 3 月31日)
純資産の部			
資本金	287,537	287,537	287,537
資本剰余金	242,559	242,555	242,555
利益剰余金	453,158	497,834	483,686
自己株式	439	479	441
株主資本合計	982,816	1,027,447	1,013,338
その他有価証券評価差額金	217,387	20,790	65,958
繰延ヘッジ損益	10,771	4,974	1,107
土地再評価差額金	⁹ 4,168	⁹ 4,366	⁹ 4,306
為替換算調整勘定	2,498	6,644	4,729
評価・換算差額等合計	199,949	4,804	58,029
少数株主持分	210,781	320,431	209,586
純資産の部合計	1,393,547	1,352,683	1,280,954
負債及び純資産の部合計	22,059,389	20,919,895	22,180,734

(2) 【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)	前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)
経常収益	522,198	499,270	1,095,650
信託報酬	36,737	36,379	74,628
資金運用収益	201,340	198,252	405,653
(うち貸出金利息)	110,493	104,976	217,297
(うち有価証券利息配当金)	74,216	78,870	155,468
役務取引等収益	68,702	53,151	131,132
特定取引収益	6,886	2,477	16,288
その他業務収益	196,717	198,187	418,847
その他経常収益	※1 11,814	※1 10,821	※1 49,099
経常費用	460,827	444,496	958,664
資金調達費用	119,483	111,207	243,903
(うち預金利息)	56,672	51,016	107,546
役務取引等費用	13,646	14,817	28,829
特定取引費用	489	11,751	2,885
その他業務費用	181,440	156,957	364,225
営業経費	98,751	107,447	202,939
その他経常費用	※2 47,015	※2 42,314	※2 115,880
経常利益	61,371	54,773	136,985
特別利益	※3 10,795	※3 2,605	※3 11,448
固定資産処分益		1,909	614
償却債権取立益		695	865
その他の特別利益		※3 —	※3 9,969
特別損失	※4 1,328	※4 449	※4 2,163
固定資産処分損		322	1,993
減損損失		127	170
税金等調整前中間純利益	70,838	56,928	146,271
法人税、住民税及び事業税	37,333	11,511	73,747
法人税等調整額	△7,193	12,914	△14,920
法人税等合計		24,425	
少数株主利益	2,980	4,179	5,098
中間純利益	37,718	28,323	82,344

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)	前連結会計年度の 連結株主資本等 変動計算書 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	287,517	287,537	287,517
当中間期変動額			
新株の発行	19	—	19
当中間期変動額合計	19	—	19
当中間期末残高	287,537	287,537	287,537
資本剰余金			
前期末残高	242,538	242,555	242,538
当中間期変動額			
新株の発行	19	—	19
自己株式の処分	1	△0	△2
当中間期変動額合計	20	△0	16
当中間期末残高	242,559	242,555	242,555
利益剰余金			
前期末残高	429,674	483,686	429,674
当中間期変動額			
剰余金の配当	△14,234	△14,234	△28,468
中間純利益	37,718	28,323	82,344
自己株式の処分	—	△1	—
土地再評価差額金の取崩	—	60	136
海外投資等損失準備金の減少	—	—	△0
当中間期変動額合計	23,484	14,147	54,012
当中間期末残高	453,158	497,834	483,686
自己株式			
前期末残高	△389	△441	△389
当中間期変動額			
自己株式の取得	△60	△46	△81
自己株式の処分	10	8	30
当中間期変動額合計	△49	△38	△51
当中間期末残高	△439	△479	△441

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年 9 月 30 日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月 30 日)	前連結会計年度の 連結株主資本等 変動計算書 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月 31 日)
株主資本合計			
前期末残高	959,340	1,013,338	959,340
当中間期変動額			
新株の発行	39	—	39
剰余金の配当	△14,234	△14,234	△28,468
中間純利益	37,718	28,323	82,344
自己株式の取得	△60	△46	△81
自己株式の処分	12	6	27
土地再評価差額金の取崩	—	60	136
海外投資等損失準備金の減少	—	—	△0
当中間期変動額合計	23,475	14,108	53,997
当中間期末残高	982,816	1,027,447	1,013,338
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	295,213	65,958	295,213
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△77,826	△45,167	△229,254
当中間期変動額合計	△77,826	△45,167	△229,254
当中間期末残高	217,387	20,790	65,958
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	△9,710	1,107	△9,710
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△1,060	△6,081	10,817
当中間期変動額合計	△1,060	△6,081	10,817
当中間期末残高	△10,771	△4,974	1,107
土地再評価差額金			
前期末残高	△4,168	△4,306	△4,168
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	—	△60	△137
当中間期変動額合計	—	△60	△137
当中間期末残高	△4,168	△4,366	△4,306

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)	前連結会計年度の 連結株主資本等 変動計算書 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)
為替換算調整勘定			
前期末残高	△3,517	△4,729	△3,517
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	1,019	△1,915	△1,212
当中間期変動額合計	1,019	△1,915	△1,212
当中間期末残高	△2,498	△6,644	△4,729
評価・換算差額等合計			
前期末残高	277,817	58,029	277,817
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△77,867	△53,225	△219,787
当中間期変動額合計	△77,867	△53,225	△219,787
当中間期末残高	199,949	4,804	58,029
少数株主持分			
前期末残高	210,749	209,586	210,749
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	32	110,845	△1,163
当中間期変動額合計	32	110,845	△1,163
当中間期末残高	210,781	320,431	209,586
純資産合計			
前期末残高	1,447,907	1,280,954	1,447,907
当中間期変動額			
新株の発行	39	—	39
剰余金の配当	△14,234	△14,234	△28,468
中間純利益	37,718	28,323	82,344
自己株式の取得	△60	△46	△81
自己株式の処分	12	6	27
土地再評価差額金の取崩	—	60	136
海外投資等損失準備金の減少	—	—	△0
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△77,835	57,619	△220,950
当中間期変動額合計	△54,360	71,728	△166,952
当中間期末残高	1,393,547	1,352,683	1,280,954

(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前中間純利益	70,838	56,928	146,271
減価償却費	7,296	8,214	15,313
減損損失	29	127	170
のれん償却額	3,970	4,264	8,238
持分法による投資損益 (△は益)	546	1,106	2,702
貸倒引当金の増減 (△)	23,481	6,279	△503
投資損失引当金の増減額 (△は減少)	833	—	△6,718
賞与引当金の増減額 (△は減少)	361	27	275
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	△85	△75	△10
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△247	△781	△522
預金払戻損失引当金の増減額 (△は減少)		3	819
偶発損失引当金の増減額 (△は減少)		△87	7,806
移転関連費用引当金の増減額 (△は減少)	—	△125	2,243
資金運用収益	△201,340	△198,252	△405,653
資金調達費用	119,483	111,207	243,903
有価証券関係損益 (△)	△25,092	△8,096	3,666
金銭の信託の運用損益 (△は運用益)	1,292	△61	2,378
為替差損益 (△は益)	△14,851	35,230	92,386
固定資産処分損益 (△は益)	862	△1,586	1,378
特定取引資産の純増 (△) 減	△116,622	157,562	△469,305
特定取引負債の純増減 (△)	21,618	△296,608	284,535
貸出金の純増 (△) 減	△35,840	△99,794	△156,667
預金の純増減 (△)	43,163	△68,603	518,377
譲渡性預金の純増減 (△)	145,238	△142,649	102,046
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 (△)	141,208	40,972	△131,728
預け金 (日銀預け金を除く) の純増 (△) 減	124,587	△30,611	△58,073
コールローン等の純増 (△) 減	43,631	87,284	333,093
債券貸借取引支払保証金の純増 (△) 減	—	152,240	△152,240
コールマネー等の純増減 (△)	673,596	819,035	93,434
債券貸借取引受入担保金の純増減 (△)	△186,413	△36,944	△160,208
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	△322	325	△1,327
外国為替 (負債) の純増減 (△)	100	406	△3
リース債権及びリース投資資産の純増 (△) 減		9,652	
短期社債 (負債) の純増減 (△)	154,961	△14,533	22,784
普通社債発行及び償還による増減 (△)	2,150	—	2,150
信託勘定借の純増減 (△)	△159,655	△102,893	△571,993
資金運用による収入	214,429	207,394	410,907
資金調達による支出	△117,017	△93,968	△242,958
その他	△4,369	△10,045	5,100
小計	931,823	592,545	△57,930
法人税等の支払額	△66,297	△37,018	△95,829
営業活動によるキャッシュ・フロー	865,526	555,527	△153,759

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年 9 月 30 日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月 30 日)	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月 31 日)
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出	△4,835,041	△4,830,519	△7,926,748
有価証券の売却による収入	3,537,637	3,800,558	7,304,575
有価証券の償還による収入	440,622	257,645	853,548
金銭の信託の減少による収入	61	53	119
有形固定資産の取得による支出	△4,028	△3,399	△10,915
有形固定資産の売却による収入	1,098	3,670	1,484
無形固定資産の取得による支出	△5,540	△7,668	△13,351
無形固定資産の売却による収入	24	—	24
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△24,101	—	△24,225
投資活動によるキャッシュ・フロー	△889,267	△779,658	184,510
財務活動によるキャッシュ・フロー			
劣後特約付借入れによる収入	45,000	—	45,000
劣後特約付借入金返済による支出	△38,000	△30,000	△58,500
劣後特約付社債及び新株予約権付社債の発行による収入	89,518	28,500	89,527
劣後特約付社債及び新株予約権付社債の償還による支出	△26,900	△41,900	△26,900
株式の発行による収入	39	—	39
少数株主からの払込みによる収入	—	110,000	—
配当金の支払額	△14,293	△14,230	△28,522
少数株主への配当金の支払額	△2,978	△3,223	△6,031
自己株式の取得による支出	△60	△46	△81
自己株式の売却による収入	12	6	27
財務活動によるキャッシュ・フロー	52,336	49,105	14,559
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,089	△2,361	△1,295
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	29,684	△177,386	44,014
現金及び現金同等物の期首残高	443,240	487,255	443,240
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 472,925	※1 309,868	※1 487,255

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	(1) 連結子会社 36社 主要な会社名 住信リース株式会社 住信・松下フィナンシャルサービス株式会社 ファーストクレジット株式会社 すみしん不動産株式会社 住信アセットマネジメント株式会社 Sumitomo Trust and Banking Co. (U.S.A.) なお、ライフ住宅ローン株式会社他1社は、株式取得等により、当中間連結会計期間から連結しております。 (2) 非連結子会社 主要な会社名 住信iファンドI投資事業組合 ハミングバード株式会社他41社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に当該子会社に帰属しないものであるため、中間連結財務諸表規則第5条第1項第2号により連結の範囲から除外しております。 また、その他の非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。	(1) 連結子会社 37社 主要な会社名 住信リース株式会社 住信・松下フィナンシャルサービス株式会社 ファーストクレジット株式会社 すみしん不動産株式会社 住信アセットマネジメント株式会社 Sumitomo Trust and Banking Co. (U.S.A.) なお、STB Preferred Capital 4 (Cayman) Limitedほか1社は、設立により、当中間連結会計期間から連結しております。 また、HEISEI MARINE S.A.は清算しております。 (2) 非連結子会社 主要な会社名 住信iファンドI投資事業組合 ハミングバード株式会社ほか42社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に当該子会社に帰属しないものであるため、中間連結財務諸表規則第5条第1項第2号により連結の範囲から除外しております。 また、その他の非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。	(1) 連結子会社 36社 主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。 なお、ライフ住宅ローン株式会社ほか2社は、株式取得等により、当連結会計年度から連結しております。 また、スミセイ・リース株式会社は、住信リース株式会社と合併しております。 (2) 非連結子会社 主要な会社名 住信iファンドI投資事業組合 ハミングバード株式会社ほか42社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に当該子会社に帰属しないものであるため、連結財務諸表規則第5条第1項第2号により連結の範囲から除外しております。 また、その他の非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
			(追加情報) 財務諸表等規則第8条7項の規定により出資者等の子会社に該当しないものと推定された特別目的会社1社は、連結の範囲から除外しております。 なお、「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第15号 平成19年3月29日)が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同適用指針を適用しておりますが、当該特別目的会社の開示に関し、重要性が乏しいものであるため注記を省略しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
2. 持分法の適用に関する事項	(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。 (2) 持分法適用の関連会社 7社 主要な会社名 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 住信SBIネット銀行株式会社(株式会社SBI住信ネットバンク設立準備調査会社より社名変更) ビジネクスト株式会社 (3) 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社 主要な会社名 住信iファンドI投資事業組合 ハミングバード株式会社他41社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に当該子会社に帰属しないものであるため、中間連結財務諸表規則第7条第1項第2号により持分法の対象から除外しております。 また、その他の持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除外しております。	(1) 持分法適用の非連結子会社 同左 (2) 持分法適用の関連会社 7社 主要な会社名 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 住信SBIネット銀行株式会社 ビジネクスト株式会社 (3) 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社 主要な会社名 住信iファンドI投資事業組合 ハミングバード株式会社ほか42社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に当該子会社に帰属しないものであるため、中間連結財務諸表規則第7条第1項第2号により持分法の対象から除いております。 また、その他の持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。	(1) 持分法適用の非連結子会社 同左 (2) 持分法適用の関連会社 7社 主要な会社名 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 住信SBIネット銀行株式会社(株式会社SBI住信ネットバンク設立準備調査会社より社名変更) ビジネクスト株式会社 (3) 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社 主要な会社名 住信iファンドI投資事業組合 ハミングバード株式会社ほか42社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に当該子会社に帰属しないものであるため、連結財務諸表規則第10条第1項第2号により持分法の対象から除いております。 また、その他の持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
3. 連結子会社の（中 間）決算日等に関 する事項	(1) 連結子会社の中間決算 日は次のとおりでありま す。 2月末日 1社 5月末日 1社 6月末日 11社 7月末日 3社 9月末日 20社 (2) 2月末日を中間決算日 とする子会社、5月末日 を中間決算日とする子会 社については、8月末日 現在で実施した仮決算に 基づく財務諸表により、 また、その他の子会社に ついては、それぞれの中 間決算日の財務諸表によ り連結しております。 中間連結決算日と上記の 中間決算日等との間に生 じた重要な取引について は、必要な調整を行っ ております。	(1) 連結子会社の中間決算 日は次のとおりでありま す。 2月末日 1社 5月末日 1社 6月末日 10社 7月末日 4社 9月末日 21社 (2) 2月末日を中間決算日 とする子会社、5月末日 を中間決算日とする子会 社については、8月末日 現在で実施した仮決算に 基づく財務諸表により、 6月末日を中間決算日と する子会社のうち1社に ついては、9月末日現在 で実施した仮決算に基 づく財務諸表により、ま た、その他の子会社につ いては、それぞれの中間 決算日の財務諸表により 連結しております。 中間連結決算日と上記の 中間決算日等との間に生 じた重要な取引について は、必要な調整を行っ ております。	(1) 連結子会社の決算日は 次のとおりであります。 8月末日 1社 11月末日 1社 12月末日 11社 1月末日 3社 3月末日 20社 (2) 8月末日を決算日とす る子会社、11月末日を決 算日とする子会社につい ては、2月末日現在で実 施した仮決算に基づく財 務諸表により、また、そ の他の子会社について は、それぞれの決算日の 財務諸表により連結し ております。 連結決算日と上記の決算 日等との間に生じた重要 な取引については、必要 な調整を行っております。
4. 開示対象特別目的 会社に関する事項	—————	財務諸表等規則第8条第 7項の規定により出資者 等の子会社に該当しない ものと推定された特別目 的会社1社は、重要性が 乏しいものであるため注 記を省略しております。	—————

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
5. 会計処理基準に関する事項	(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。	(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。	(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式については、中間連結決算日前1カ月の市場価格の平均に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、株式以外の時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 同左	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式については連結決算日前1カ月の市場価格の平均に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、株式以外の時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (追加情報) 従来「時価評価されていない有価証券」に分類してきた、海外資産担保証券の一部について、時価の取得とその検証が可能となったことから、「時価のある有価証券」に区分変更し純資産直入及び時価のある有価証券としての減損処理の対象としております。これにより、有価証券が4,032百万円、その他有価証券評価差額金が2,394百万円減少し、繰延税金資産が1,637百万円増加したほか、経常利益及び税金等調整前当期純利益は14,597百万円それぞれ減少しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	(ロ)有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。	(ロ) 同左	(ロ) 同左
	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	(4) 減価償却の方法 有形固定資産 当社の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3年～60年 動産 2年～20年 連結子会社の有形固定資産については、主として定率法により償却しております。 （会計方針の変更） 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。 これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。 （追加情報） 当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間で均等償却しております。なお、これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。	(4) 減価償却の方法 有形固定資産（リース資産を除く） 当社の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物 3年～60年 その他 2年～20年 連結子会社の有形固定資産については、主として定率法により償却しております。	(4) 減価償却の方法 有形固定資産 当社の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3年～60年 動産 2年～20年 連結子会社の有形固定資産については、主として定率法により償却しております。 （会計方針の変更） 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。 （追加情報） 当連結会計年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間で均等償却しております。 なお、これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。また、のれんの償却については、その個別案件毎に判断し、20年以内の合理的な年数で償却しております。ただし、重要性の乏しいものについては、発生会計年度に全額償却しております。 _____	無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。また、のれんの償却については、その個別案件毎に判断し、20年以内の合理的な年数で償却しております。ただし、重要性の乏しいものについては、発生会計年度に全額償却しております。 リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、主としてリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 _____	無形固定資産 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。 _____

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	(5) 貸倒引当金の計上基準 当社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者並びにその他今後の管理に注意を要する債務者のうち一定範囲に区分される信用リスクを有する債務者で、与信額が一定額以上の大口債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができるものについては、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率等、債権の発生当初の約定利子率で割引いた金額	(5) 貸倒引当金の計上基準 当社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者並びにその他今後の管理に注意を要する債務者のうち一定範囲に区分される信用リスクを有する債務者で、与信額が一定額以上の大口債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができるものについては、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率等、債権の発生当初の約定利子率で割引いた金額	(5) 貸倒引当金の計上基準 当社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者並びにその他今後の管理に注意を要する債務者のうち一定範囲に区分される信用リスクを有する債務者で、与信額が一定額以上の大口債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができるものについては、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率等、債権の発生当初の約定利子率で割引いた金額

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引当てております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び審査部が資産査定を実施し、当該部署から独立したリスク統括部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引当てております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は38,946百万円であります。	と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引当てております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び審査部が資産査定を実施し、当該部署から独立したリスク統括部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引当てております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は39,565百万円であります。	と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引当てております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び審査部が資産査定を実施し、当該部署から独立したリスク統括部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引当てております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は32,227百万円であります。

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	(6) 投資損失引当金の計上基準 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。	_____	_____
	(7) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。	(6) 賞与引当金の計上基準 同左	(6) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
	_____	_____	(7) 役員賞与引当金の計上基準 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
	(8) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理	(7) 退職給付引当金の計上基準 同左	(8) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
		(8) 預金払戻損失引当金の計上基準 預金払戻損失引当金は、一定の条件を満たし負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。	(9) 預金払戻損失引当金の計上基準 預金払戻損失引当金は、一定の条件を満たし負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。 (会計方針の変更) 負債計上を中止した預金の預金者への払戻については、従来は払戻時に損失処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号)が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当連結会計年度から同報告を適用し、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てる方法に変更しております。これにより、従来の方法によった場合に比べ、経常利益及び税金等調整前当期純利益は819百万円それぞれ減少しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
		(9) 偶発損失引当金の計上基準 偶発損失引当金は、信託取引等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を個別に見積り、必要と認められる額を計上しております。 (表示方法の変更) 偶発損失引当金は、前中間連結会計期間において「貸倒引当金」に含めて表示しておりましたが、金額的な重要性が増したため、前連結会計年度より区分掲記しております。なお、前中間連結会計期間における当該金額は2,549百万円であります。	(10) 偶発損失引当金の計上基準 偶発損失引当金は、信託取引等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を個別に見積り、必要と認められる額を計上しております。 (表示方法の変更) 偶発損失引当金は、前連結会計年度において「貸倒引当金」に含めて表示しておりましたが、金額的な重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。なお、前連結会計年度における当該金額は2,888百万円であります。
		(10) 移転関連費用引当金の計上基準 移転関連費用引当金は、東京地区拠点ビルの統廃合及び共同開発等に伴い発生する損失に備えるため、合理的な見積額を計上しております。	(11) 移転関連費用引当金の計上基準 同左

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	(9) 外貨建資産・負債の換算基準 当社の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。	(11) 外貨建資産・負債の換算基準 同左	(12) 外貨建資産・負債の換算基準 当社の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。
	(10) リース取引の処理方法 当社及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(12) リース取引の処理方法 当社及び国内連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(13) リース取引の処理方法 当社及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
	(11) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 当社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効	(13) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 当社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効	(14) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 当社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	性の評価をしております。 また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施していましたが多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間に応じ期間配分しております。 なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は39,520百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は38,069百万円(同前)であります。 (ロ)為替変動リスク・ヘッジ 当社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という)に規定する繰延ヘッジによっております。 ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段	性の評価をしております。 また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施していましたが多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間に応じ期間配分しております。 なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は20,252百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は20,114百万円(同前)であります。 (ロ)為替変動リスク・ヘッジ 同左	性の評価をしております。 また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施していましたが多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間に応じ期間配分しております。 なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は28,797百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は27,734百万円(同前)であります。 (ロ)為替変動リスク・ヘッジ 同左

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。 また、外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。 (ハ)連結会社間取引等 デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。 なお、一部の資産・負債については、個別取引毎の繰延ヘッジを行っております。 連結子会社のヘッジ会計の方法は、個別取引毎の繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。	(ハ)連結会社間取引等 同左	(ハ)連結会社間取引等 同左

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	(12) 消費税等の会計処理 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産の取得に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。	(14) 消費税等の会計処理 同左	(15) 消費税等の会計処理 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産の取得に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております
	(13) 税効果会計に関する事項 中間連結会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、決算期において予定している剰余金の処分による海外投資等損失準備金の取崩しを前提として、当中間連結会計期間に係る金額を計算しております。	_____	_____
6. (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、当社については中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。連結子会社については中間連結貸借対照表上の「現金預け金」であります。	同左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、当社については連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。連結子会社については連結貸借対照表上の「現金預け金」であります。

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度及び中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。	—————	(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。
(連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針) 企業集団内の会社に投資(子会社株式等)を売却した場合の税効果会計について、「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第6号平成19年3月29日)の第30-2項を当中間連結会計期間から適用しております。これにより、従来の方法に比べ中間純利益が4,134百万円減少しております。	—————	(連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針) 企業集団内の会社に投資(子会社株式等)を売却した場合の税効果会計について、「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第6号平成19年3月29日)の第30-2項を当連結会計年度から適用しております。これにより、従来の方法に比べ当期純利益が4,134百万円減少しております。
—————	(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号平成18年5月17日)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。なお、これによる中間連結財務諸表に与える影響はありません。	—————

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。 (借手側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、主としてリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。 (貸手側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更しております。なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引については、前連結会計年度末における固定資産の適正な帳簿価額(減価償却累計額控除後)を「リース債権及びリース投資資産」の期首の価額として計上しております。 これにより、従来の方法に比べ、「リース債権及びリース投資資産」が647,885百万円、「有形固定資産」が7百万円、「無形固定資産」が1百万円、「その他負債」が652百万円増加、「その他資産」が646,894百万円減少しております。 また、経常利益及び税金等調整前中間純利益は346百万円それぞれ増加しております。	

【表示方法の変更】

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
_____	(デリバティブ取引の時価評価による金融資産と金融負債の表示方法) 当中間連結会計期間より、「特定取引資産」及び「特定取引負債」並びに「その他資産」に含まれる金融派生商品及び「その他負債」に含まれる金融派生商品に計上しているデリバティブ取引に関し、個別の取引に係る信用リスクの軽減額を適正に表示するため、金融商品会計に関する実務指針に定める要件を満たす取引について、それぞれ相殺して表示しております。これにより、従来の方法に比べ「特定取引資産」及び「特定取引負債」は536,724百万円、「その他資産」及び「その他負債」は742,951百万円、それぞれ減少しております。

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
※1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式32,342百万円及び出資金4,597百万円が含まれております。 ※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,310百万円、延滞債権額は93,228百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 ※3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は170百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。	※1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式30,062百万円及び出資金20,839百万円が含まれております。 ※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は12,814百万円、延滞債権額は74,270百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 ※3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は1百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。	※1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式30,190百万円及び出資金17,176百万円が含まれております。 ※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,126百万円、延滞債権額は56,110百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 ※3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は4百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

前中間連結会計期間末 (平成19年 9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年 9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年 3月31日)
※ 4. 貸出金のうち、貸出条件緩和 債権額は33,485百万円であり ます。 なお、貸出条件緩和債権と は、債務者の経営再建又は支 援を図ることを目的として、 金利の減免、利息の支払猶 予、元本の返済猶予、債権放 棄その他の債務者に有利とな る取決めを行った貸出金で破 綻先債権、延滞債権及び3カ 月以上延滞債権に該当しない ものであります。	※ 4. 貸出金のうち、貸出条件緩和 債権額は37,069百万円であり ます。 なお、貸出条件緩和債権と は、債務者の経営再建又は支 援を図ることを目的として、 金利の減免、利息の支払猶 予、元本の返済猶予、債権放 棄その他の債務者に有利とな る取決めを行った貸出金で破 綻先債権、延滞債権及び3カ 月以上延滞債権に該当しない ものであります。	※ 4. 貸出金のうち、貸出条件緩和 債権額は77,668百万円であり ます。 なお、貸出条件緩和債権と は、債務者の経営再建又は支 援を図ることを目的として、 金利の減免、利息の支払猶 予、元本の返済猶予、債権放 棄その他の債務者に有利とな る取決めを行った貸出金で破 綻先債権、延滞債権及び3カ 月以上延滞債権に該当しない ものであります。
※ 5. 破綻先債権額、延滞債権額、 3カ月以上延滞債権額及び貸 出条件緩和債権額の合計額は 128,195百万円であります。 なお、上記 2. から 5. に掲 げた債権額は、貸倒引当金控 除前の金額であります。	※ 5. 破綻先債権額、延滞債権額、 3カ月以上延滞債権額及び貸 出条件緩和債権額の合計額は 124,156百万円であります。 なお、上記 2. から 5. に掲 げた債権額は、貸倒引当金控 除前の金額であります。	※ 5. 破綻先債権額、延滞債権額、 3カ月以上延滞債権額及び貸 出条件緩和債権額の合計額は 134,910百万円であります。 なお、上記 2. から 5. に掲 げた債権額は、貸倒引当金控 除前の金額であります。
※ 6. 手形割引は、「銀行業におけ る金融商品会計基準適用に関 する会計上及び監査上の取扱 い」(日本公認会計士協会業 種別監査委員会報告第24号) に基づき金融取引として処理 しております。これにより受 け入れた商業手形は、売却又 は(再)担保という方法で自由 に処分できる権利を有してい ますが、その額面金額は 5,450百万円であります。	※ 6. 手形割引は、「銀行業におけ る金融商品会計基準適用に関 する会計上及び監査上の取扱 い」(日本公認会計士協会業 種別監査委員会報告第24号) に基づき金融取引として処理 しております。これにより受 け入れた商業手形は、売却又 は(再)担保という方法で自由 に処分できる権利を有してい ますが、その額面金額は 4,509百万円であります。	※ 6. 手形割引は、「銀行業におけ る金融商品会計基準適用に関 する会計上及び監査上の取扱 い」(日本公認会計士協会業 種別監査委員会報告第24号) に基づき金融取引として処理 しております。これにより受 け入れた商業手形は、売却又 は(再)担保という方法で自由 に処分できる権利を有してい ますが、その額面金額は 5,089百万円であります。
※ 7. 担保に供している資産は次の とおりであります。 担保に供している資産 特定取引資産 194,351百万円 有価証券 1,706,296百万円 貸出金 260,182百万円 その他資産 51,019百万円 担保資産に対応する債務 預金 1,034百万円 売現先勘定 1,286,855百万円 債券貸借取引 受入担保金 105,752百万円 借入金 400,276百万円 上記のほか、為替決済等の取 引の担保あるいは先物取引証 拠金等の代用として、有価証 券579,500百万円及びその他 資産182百万円を差し入れて おります。	※ 7. 担保に供している資産は次の とおりであります。 担保に供している資産 特定取引資産 424,024百万円 有価証券 1,794,433百万円 貸出金 245,578百万円 リース債権及 びリース投資 6,184百万円 資産 その他資産 20,300百万円 担保資産に対応する債務 預金 38,372百万円 売現先勘定 1,486,026百万円 債券貸借取引 受入担保金 95,013百万円 借入金 246,953百万円 上記のほか、為替決済等の取 引の担保あるいは先物取引証 拠金等の代用として、有価証 券696,760百万円及びその他 資産197百万円を差し入れて おります。	※ 7. 担保に供している資産は次の とおりであります。 担保に供している資産 特定取引資産 343,204百万円 有価証券 1,118,018百万円 貸出金 267,889百万円 その他資産 37,788百万円 担保資産に対応する債務 預金 35,211百万円 売現先勘定 790,588百万円 債券貸借取引 受入担保金 131,957百万円 借入金 174,667百万円 上記のほか、為替決済等の取 引の担保あるいは先物取引証 拠金等の代用として、有価証 券571,967百万円、その他資産 197百万円を差し入れておりま す。

前中間連結会計期間末 (平成19年 9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年 9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年 3月31日)
また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は3,305百万円、保証金は19,552百万円、デリバティブ取引の差入担保金は2,596百万円であります。 8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は7,920,583百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが6,505,306百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。	また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は4,472百万円、保証金は16,688百万円、デリバティブ取引の差入担保金は2,166百万円であります。 8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は8,137,314百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが6,631,783百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。	また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は4,777百万円、保証金は16,786百万円、デリバティブ取引の差入担保金は5,076百万円あります。 8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は8,241,981百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが6,655,788百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
※9. 土地の再評価に関する法律 (平成10年3月31日公布 法律 第34号)に基づき、当社の事 業用の土地の再評価を行い、 評価差額については、当該評 価差額に係る税金相当額を 「再評価に係る繰延税金負 債」として負債の部に計上 し、これを控除した金額を 「土地再評価差額金」として 純資産の部に計上してありま す。 再評価を行った年月日 平成11年3月31日 同法律第3条第3項に定める 再評価の方法 土地の再評価に関する法律施 行令(平成10年3月31日公 布 政令第119号)第2条第1 号に定める標準地の公示価格 及び同条第4号に定める路線 価に基づいて、合理的な調整 を行って算出しております。 ※10. 有形固定資産の減価償却累計 額 106,213百万円 ※11. 有形固定資産の圧縮記帳額 28,337百万円 (当中間連結会計期間圧縮記 帳額 一百万円)	※9. 土地の再評価に関する法律 (平成10年3月31日公布 法律 第34号)に基づき、当社の事 業用の土地の再評価を行い、 評価差額については、当該評 価差額に係る税金相当額を 「再評価に係る繰延税金負 債」として負債の部に計上 し、これを控除した金額を 「土地再評価差額金」として 純資産の部に計上してありま す。 再評価を行った年月日 平成11年3月31日 同法律第3条第3項に定める 再評価の方法 土地の再評価に関する法律施 行令(平成10年3月31日公 布 政令第119号)第2条第1 号に定める標準地の公示価格 及び同条第4号に定める路線 価に基づいて、合理的な調整 を行って算出。 ※10. 有形固定資産の減価償却累計 額 103,641百万円 —————	※9. 土地の再評価に関する法律 (平成10年3月31日公布 法律 第34号)に基づき、当社の事 業用土地の再評価を行い、評 価差額については、当該評価 差額に係る税金相当額を「再 評価に係る繰延税金負債」と して負債の部に計上し、これ を控除した金額を「土地再評 価差額金」として純資産の部 に計上しております。 再評価を行った年月日 平成11年3月31日 同法律第3条第3項に定める 再評価の方法 土地の再評価に関する法律施 行令(平成10年3月31日公 布 政令第119号)第2条第1 号に定める標準地の公示価格 及び同条第4号に定める路線 価に基づいて、合理的な調整 を行って算出。 同法律第10条に定める再評価 を行った事業用の土地の当連 結会計年度末における時価の 合計額と当該事業用土地の再 評価後の帳簿価額の合計額と の差額 4,049百万円 ※10. 有形固定資産の減価償却累計 額 104,863百万円 ※11. 有形固定資産の圧縮記帳額 28,337百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 一百万円)

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
※12. その他資産には、過去に海外市場で行ったレポ取引の一部について、当社に源泉所得税の徴収義務があったとして課税認定を受け、納付の上で課税の適否を争っている金額6,316百万円が含まれております。当社としては、本件は法的根拠を欠く不当なものであり、到底容認できないとの判断から、国税不服審判所への審査請求を経て、平成17年3月31日付で東京地方裁判所に訴訟を提起し、平成19年4月17日付で当社勝訴の判決を受けました。なお、国側は同年5月1日付で東京高等裁判所に控訴しております。	※12. その他資産には、過去に海外市場で行ったレポ取引の一部について、当社に源泉所得税の徴収義務があったとして課税認定を受け、納付の上で課税の適否を争っている金額6,316百万円が含まれております。当社としては、本件は法的根拠を欠く不当なものであり、到底容認できないとの判断から、国税不服審判所への審査請求を経て、平成17年3月31日付で東京地方裁判所に訴訟を提起し、平成19年4月17日付で当社勝訴の判決を受けました。国側は同年5月1日付で東京高等裁判所に控訴しましたが、平成20年3月12日付で控訴棄却の判決の言渡しを受け、同年3月26日付で上告受理の申立てを行っていたところ、最高裁判所は同年10月28日付で上告を受理しないとの決定を行い、当社勝訴の判決が確定しましたので、上記納付額は全額返還される見込みであります。	※12. その他資産には、過去に海外市場で行ったレポ取引の一部について、当社に源泉所得税の徴収義務があったとして課税認定を受け、納付の上で課税の適否を争っている金額6,316百万円が含まれております。当社としては、本件は法的根拠を欠く不当なものであり、到底容認できないとの判断から、国税不服審判所への審査請求を経て、平成17年3月31日付で東京地方裁判所に訴訟を提起し、平成19年4月17日付で当社勝訴の判決を受けました。国側は同年5月1日付で東京高等裁判所に控訴しましたが、平成20年3月12日付で控訴棄却の判決の言渡しを受け、同年3月26日付で上告受理の申立てを行っております。
※13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金145,500百万円が含まれております。	※13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金95,000百万円が含まれております。	※13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金125,000百万円が含まれております。
※14. 社債には、劣後特約付社債600,855百万円が含まれております。	※14. 社債には、劣後特約付社債564,023百万円が含まれております。	※14. 社債には、劣後特約付社債583,859百万円が含まれております。
15. 当社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託863,500百万円、貸付信託555,847百万円であります。	15. 当社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託667,174百万円、貸付信託203,534百万円であります。	15. 当社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託696,894百万円、貸付信託284,609百万円であります。

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
※16. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は101,124百万円であります。 なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正されたことに伴い、相殺しております。 前中間連結会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間連結会計期間末の支払承諾及び支払承諾見返はそれぞれ91,996百万円減少します。	※16. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は115,720百万円であります。	※16. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は118,207百万円であります。

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
※1. その他経常収益には、株式等 売却益7,646百万円を含んで おります。	※1. その他経常収益には、株式等 売却益3,612百万円、株式関 連派生商品取引に係る収益 2,501百万円を含んでおりま す。	※1. その他経常収益には、株式等 売却益31,403百万円を含んで おります。
※2. その他経常費用には、貸倒引 当金繰入額24,085百万円、貸 出金償却9,620百万円を含ん でおります。	※2. その他経常費用には、株式等 償却12,611百万円、貸倒引当 金繰入額11,371百万円、貸出 金償却4,774百万円を含んで おります。	※2. その他の経常費用には、海外 クレジット投資ポートフォリ オの見直しに伴う有価証券の 減損損失40,748百万円及び売 却損7,480百万円、株式等償 却30,555百万円を含んでおり ます。
※3. 特別利益には、退職給付信託 返還益9,969百万円を含んで おります。	_____	※3. その他の特別利益は、退職給 付信託返還益であります。
※4. 特別損失には、固定資産処分 損1,172百万円を含んでおり ます。	_____	_____

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

I 前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	前連結会計 年度末株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式 普通株式	1,675,034	94	—	1,675,128	(注)1
自己株式 普通株式	429	52	11	470	(注)2、3

- (注) 1. 普通株式の発行済株式数の増加94千株は新株予約権の権利行使による増加であります。
2. 普通株式の自己株式数の増加52千株は単元未満株式の買取による増加であります。
3. 普通株式の自己株式数の減少11千株は単元未満株式の買増請求による減少であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	14,234	8.50	平成19年3月31日	平成19年6月29日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日
後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成19年11月15日 取締役会	普通株式	14,234	その他利益 剰余金	8.50	平成19年9月30日	平成19年12月7日

Ⅱ 当中間連結会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位：千株)

	前連結会計 年度末株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式 普通株式	1,675,128	—	—	1,675,128	
自己株式 普通株式	477	62	8	531	(注) 1、2

(注) 1. 普通株式の自己株式数の増加62千株は単元未満株式の買取による増加であります。

2. 普通株式の自己株式数の減少8千株は単元未満株式の買増請求による減少であります。

2. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	14,234	8.50	平成20年3月31日	平成20年6月30日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日
後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成20年11月14日 取締役会	普通株式	14,234	その他利益 剰余金	8.50	平成20年9月30日	平成20年12月5日

Ⅲ 前連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位：千株)

	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式 普通株式	1,675,034	94	—	1,675,128	(注) 1
自己株式 普通株式	429	80	32	477	(注) 2、3

(注) 1. 普通株式の発行済株式数の増加94千株は新株予約権の権利行使による増加であります。

2. 普通株式の自己株式数の増加80千株は単元未満株式の買取による増加であります。

3. 普通株式の自己株式数の減少32千株は単元未満株式の買増請求による減少であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	14,234	8.50	平成19年3月31日	平成19年6月29日
平成19年11月15日 取締役会	普通株式	14,234	8.50	平成19年9月30日	平成19年12月7日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	14,234	利益剰余金	8.50	平成20年3月31日	平成20年6月30日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)
※ 1. 現金及び現金同等物の中間期 末残高と中間連結貸借対照表 に掲記されている科目の金額 との関係 (単位：百万円) 平成19年 9 月30日現在 現金預け金勘定 694, 569 当社の預け金 (日銀預け金を除く) △221, 643 現金及び現金同等物 472, 925	※ 1. 現金及び現金同等物の中間期 末残高と中間連結貸借対照表 に掲記されている科目の金額 との関係 (単位：百万円) 平成20年 9 月30日現在 現金預け金勘定 744, 784 当社の預け金 (日銀預け金を除く) △434, 916 現金及び現金同等物 309, 868	※ 1. 現金及び現金同等物の期末残 高と連結貸借対照表に掲記さ れている科目の金額との関係 (単位：百万円) 平成20年 3 月31日現在 現金預け金勘定 891, 560 当社の預け金 (日銀預け金を除く) △404, 305 現金及び現金同等物 487, 255 2. 株式の取得により新たに連結 子会社となった会社の資産及 び負債の主な内訳 株式の取得により、ライフ住 宅ローン株式会社が連結子会 社となったことに伴い、増加 した資産及び負債の内訳、並 びに同社株式取得による支出 との関係は次のとおりであり ます。 資産 109, 203 (うち貸出金) (102, 227) 負債 △102, 887 (うち借入金) (△100, 900) のれん 18, 974 同社株式取得 価額 25, 291 同社現金及び 現金同等物 △1, 189 差引：同社株式 取得による支出 24, 101

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	1. ファイナンス・リース取引 (借手側) (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 i) 有形固定資産 事務機械であります。 ii) 無形固定資産 ソフトウェアであります。 リース資産の減価償却の方法 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「5. 会計処理に関する事項」の「(4) 減価償却の方法」に記載のとおりであります。	
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借手側) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額 その他資産 一百万円 有形固定資産 69百万円 無形固定資産 3百万円 合計 72百万円 減価償却累計額相当額 その他資産 一百万円 有形固定資産 60百万円 無形固定資産 2百万円 合計 62百万円 減損損失累計額相当額 その他資産 一百万円 有形固定資産 一百万円 無形固定資産 一百万円 合計 一百万円 中間連結会計期間末残高相当額 その他資産 一百万円 有形固定資産 9百万円 無形固定資産 0百万円 合計 10百万円	(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額 その他資産 一百万円 有形固定資産 21百万円 無形固定資産 一百万円 合計 21百万円 減価償却累計額相当額 その他資産 一百万円 有形固定資産 19百万円 無形固定資産 一百万円 合計 19百万円 減損損失累計額相当額 その他資産 一百万円 有形固定資産 一百万円 無形固定資産 一百万円 合計 一百万円 中間連結会計期間末残高相当額 その他資産 一百万円 有形固定資産 2百万円 無形固定資産 一百万円 合計 2百万円	1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借手側) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び年度末残高相当額 取得価額相当額 その他資産 一百万円 有形固定資産 36百万円 無形固定資産 3百万円 合計 40百万円 減価償却累計額相当額 その他資産 一百万円 有形固定資産 31百万円 無形固定資産 2百万円 合計 34百万円 減損損失累計額相当額 その他資産 一百万円 有形固定資産 一百万円 無形固定資産 一百万円 合計 一百万円 年度末残高相当額 その他資産 一百万円 有形固定資産 5百万円 無形固定資産 0百万円 合計 5百万円

前中間連結会計期間 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)																		
(注) 1. 取得価額相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。 2. 従来、取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額は、「動産」又は「その他」に区分して表示しておりましたが、当中間連結会計期間から、「その他資産」、「有形固定資産」又は「無形固定資産」に区分して表示しております。 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <table><tr><td>1 年内</td><td>460百万円</td></tr><tr><td>1 年超</td><td>752百万円</td></tr><tr><td>合計</td><td>1,212百万円</td></tr></table> (注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。 リース資産減損勘定の中間連結会計期間末残高 一百万円	1 年内	460百万円	1 年超	752百万円	合計	1,212百万円	(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <table><tr><td>1 年内</td><td>2百万円</td></tr><tr><td>1 年超</td><td>一百万円</td></tr><tr><td>合計</td><td>2百万円</td></tr></table> (注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。 なお、転リース取引に係る借手側の未経過リース料については、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号平成19年 3 月30日）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号同前）を適用し、当中間連結会計期間より未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額に含めておりません。 リース資産減損勘定の中間連結会計期間末残高 一百万円	1 年内	2百万円	1 年超	一百万円	合計	2百万円	(注) 1. 取得価額相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。 2. 従来、取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び年度末残高相当額は、「動産」又は「その他」に区分して表示しておりましたが、当連結会計年度から「その他資産」、「有形固定資産」又は「無形固定資産」に区分して表示しております。 未経過リース料年度末残高相当額 <table><tr><td>1 年内</td><td>307百万円</td></tr><tr><td>1 年超</td><td>493百万円</td></tr><tr><td>合計</td><td>801百万円</td></tr></table> (注) 未経過リース料年度末残高相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。 リース資産減損勘定の年度末残高 一百万円	1 年内	307百万円	1 年超	493百万円	合計	801百万円
1 年内	460百万円																			
1 年超	752百万円																			
合計	1,212百万円																			
1 年内	2百万円																			
1 年超	一百万円																			
合計	2百万円																			
1 年内	307百万円																			
1 年超	493百万円																			
合計	801百万円																			

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
支払リース料、リース資産減損 勘定の取崩額、減価償却費相当 額及び減損損失 支払リース料 7百万円 リース資産減損勘 定の取崩額 一百万円 減価償却費相当額 7百万円 減損損失 一百万円 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残 存価額を零とする定額法によっ ております。	支払リース料、リース資産減損 勘定の取崩額、減価償却費相当 額及び減損損失 支払リース料 3百万円 リース資産減損勘 定の取崩額 一百万円 減価償却費相当額 3百万円 減損損失 一百万円 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残 存価額を零とする定額法によっ ております。	支払リース料、リース資産減損 勘定の取崩額、減価償却費相当 額及び減損損失 支払リース料 12百万円 リース資産減損勘 定の取崩額 一百万円 減価償却費相当額 12百万円 減損損失 一百万円 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残 存価額を零とする定額法によっ ております。

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
(貸手側) リース物件の取得価額、減価償却累計額、減損損失累計額及び中間連結会計期間末残高 取得価額 その他資産 1,826,055百万円 有形固定資産 100百万円 無形固定資産 100百万円 合計 1,826,055百万円 減価償却累計額 その他資産 1,182,209百万円 有形固定資産 100百万円 無形固定資産 100百万円 合計 1,182,209百万円 減損損失累計額 その他資産 100百万円 有形固定資産 100百万円 無形固定資産 100百万円 合計 100百万円 中間連結会計期間末残高 その他資産 643,846百万円 有形固定資産 100百万円 無形固定資産 100百万円 合計 643,846百万円 (注) 従来、取得価額、減価償却累計額、減損損失累計額及び中間連結会計期間末残高は、「動産」又は「その他」に区分して表示しておりましたが、当中間連結会計期間から、「その他資産」、「有形固定資産」又は「無形固定資産」に区分して表示しております。 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 1年内 219,231百万円 1年超 433,482百万円 合計 652,713百万円 このうち、転貸リース取引に係る貸手側の未経過リース料の中間連結会計期間末残高相当額は1,202百万円(うち1年以内452百万円)であります。なお、借手側の残高相当額はおおむね同一であり、上記の借手側の注記 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額に含まれております。	———	(貸手側) リース物件の取得価額、減価償却累計額、減損損失累計額及び年度末残高 取得価額 その他資産 1,817,083百万円 有形固定資産 100百万円 無形固定資産 100百万円 合計 1,817,083百万円 減価償却累計額 その他資産 1,182,933百万円 有形固定資産 100百万円 無形固定資産 100百万円 合計 1,182,933百万円 減損損失累計額 その他資産 100百万円 有形固定資産 100百万円 無形固定資産 100百万円 合計 100百万円 年度末残高 その他資産 634,150百万円 有形固定資産 100百万円 無形固定資産 100百万円 合計 634,150百万円 (注) 従来、取得価額、減価償却累計額、減損損失累計額及び年度末残高は、「動産」又は「その他」に区分して表示しておりましたが、当連結会計年度から、「その他資産」、「有形固定資産」又は「無形固定資産」に区分して表示しております。 未経過リース料年度末残高相当額 1年内 213,560百万円 1年超 427,338百万円 合計 640,899百万円 このうち、転貸リース取引に係る貸手側の未経過リース料の年度末残高相当額は796百万円(うち1年以内302百万円)であります。なお、借手側の残高相当額はおおむね同一であり、上記の借手側の注記 未経過リース料年度末残高相当額に含まれております。

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
受取リース料、減価償却費及び 受取利息相当額 受取リース料 139,977百万円 減価償却費 121,934百万円 受取利息相当額 15,720百万円 利息相当額の算定方法 リース料総額と見積残存価額の 合計額からリース物件の取得価 額を控除した額を利息相当額と し、各期への配分については、 利息法によっております。	—————	受取リース料、減価償却費及び 受取利息相当額 受取リース料 274,475百万円 減価償却費 240,440百万円 受取利息相当額 30,860百万円 利息相当額の算定方法 リース料総額と見積残存価額の 合計額からリース物件の取得価 額を控除した額を利息相当額と し、各期への配分については、 利息法によっております。
2. オペレーティング・リース取引 (借手側) ・ 未経過リース料 1年内 83百万円 1年超 151百万円 合計 234百万円	2. オペレーティング・リース取引 (借手側) ・ オペレーティング・リース取引 のうち解約不能のものに係る未 経過リース料 1年内 5,660百万円 1年超 5,671百万円 合計 11,332百万円	2. オペレーティング・リース取引 (借手側) ・ 未経過リース料 1年内 5,673百万円 1年超 5,699百万円 合計 11,373百万円
(貸手側) ・ 未経過リース料 1年内 24,480百万円 1年超 70,097百万円 合計 94,578百万円	(貸手側) ・ オペレーティング・リース取引 のうち解約不能のものに係る未 経過リース料 1年内 27,467百万円 1年超 54,476百万円 合計 81,944百万円	(貸手側) ・ 未経過リース料 1年内 26,653百万円 1年超 65,318百万円 合計 91,972百万円

(有価証券関係)

I 前中間連結会計期間末

- ※ 1. 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権等を含めて記載しております。
- ※ 2. 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	中間連結貸借対照 表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	482,080	482,282	202
地方債	100	99	△0
短期社債	—	—	—
社債	180,702	180,095	△607
その他	304	323	18
外国債券	304	323	18
合計	663,187	662,801	△386

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

２．その他有価証券で時価のあるもの(平成19年９月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	493,212	913,274	420,062
債券	1,120,454	1,114,780	△5,673
国債	913,290	909,876	△3,414
地方債	35,715	35,686	△28
短期社債	—	—	—
社債	171,448	169,217	△2,230
その他	3,375,837	3,326,767	△49,069
外国株式	412	1,660	1,248
外国債券	2,583,790	2,522,067	△61,723
その他	791,634	803,040	11,405
合計	4,989,504	5,354,823	365,319

(注) １．評価差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は773百万円(費用)であります。

２．中間連結貸借対照表計上額は、株式については当中間連結会計期間末前１カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

３．その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、1,478百万円であります。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定において、有価証券の発行会社の区分が正常先に該当するものについては、時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合とし、今後の管理に注意を要する要注意先以下に該当するものについては、時価が取得原価に比べ30%以上下落した場合であります。

３．時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成19年９月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	—
その他有価証券	
非上場債券	236,996
貸付信託受益証券	203,580
非上場外国証券	98,887

Ⅱ 当中間連結会計期間末

- ※１．中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権等を含めて記載しております。
- ※２．「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

１．満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年９月30日現在)

	中間連結貸借対照 表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	399,142	403,260	4,118
地方債	100	100	0
短期社債	—	—	—
社債	110,696	110,672	△24
その他	261	291	29
外国債券	261	291	29
合計	510,200	514,323	4,123

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

２．その他有価証券で時価のあるもの(平成20年 9 月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	467, 451	641, 730	174, 279
債券	996, 449	985, 603	△10, 846
国債	820, 261	811, 681	△8, 579
地方債	23, 179	23, 110	△68
短期社債	—	—	—
社債	153, 008	150, 810	△2, 198
その他	3, 115, 982	2, 990, 559	△125, 422
外国株式	378	772	393
外国債券	2, 410, 409	2, 300, 000	△110, 409
その他	705, 194	689, 787	△15, 407
合計	4, 579, 883	4, 617, 893	38, 010

(注) １．評価差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は310百万円(費用)であります。

２．中間連結貸借対照表計上額は、株式については当中間連結会計期間末前 1 カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

３．その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、14,458百万円(うち、株式11,466百万円、その他の証券2,992百万円)であります。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定において、有価証券の発行会社の区分が正常先に該当するものについては、時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合とし、今後の管理に注意を要する要注意先以下に該当するものについては、時価が取得原価に比べ30%以上下落した場合であります。なお、一部の有価証券については、上記に加え、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落し、かつ一定期間下落が継続している場合には、時価に回復可能性がないものとして減損処理を行っております。

３．時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成20年 9 月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	—
その他有価証券	
非上場内国債券	248, 709

Ⅲ 前連結会計年度末

- ※１．連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券及び短期社債、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権等を含めて記載しております。
- ※２．「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

１．売買目的有価証券(平成20年３月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	619,510	450

２．満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年３月31日現在)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	439,374	447,281	7,906	7,906	0
地方債	100	100	0	0	0
短期社債	—	—	—	—	—
社債	136,890	136,929	38	93	54
その他	281	316	34	35	0
外国債券	281	316	34	35	0
合計	576,646	584,627	7,980	8,036	56

(注) １．時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

２．「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの(平成20年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	478,667	669,831	191,163	217,008	25,844
債券	829,653	829,100	△552	5,021	5,573
国債	648,503	649,475	971	4,486	3,515
地方債	25,441	25,623	182	210	28
短期社債	—	—	—	—	—
社債	155,708	154,001	△1,706	323	2,030
その他	2,603,717	2,523,932	△79,785	17,814	97,599
外国株式	374	1,112	738	738	—
外国債券	1,979,586	1,910,582	△69,003	12,700	81,704
その他	623,756	612,236	△11,519	4,375	15,895
合計	3,912,038	4,022,864	110,826	239,843	129,017

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、株式については当連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という)しております。

当連結会計年度において、その他有価証券で時価のある株式について13,609百万円、その他の証券について3,994百万円減損処理を行っております。

減損処理において、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定において、有価証券の発行会社の区分が正常先に該当するものについては、時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合とし、今後の管理に注意を要する要注意先以下に該当するものについては、時価が取得原価に比べ30%以上下落した場合であります。

なお、昨今の国際金融市場の混乱に鑑みると、時価の回復基調が認められない状況にあることから、当連結会計年度においては、外国証券について、時価が取得原価に比べ30%以上下落したものを中心に54,944百万円追加的に減損処理を行っております。

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	7,198,861	92,800	9,569

6. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成20年3月31日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券 非上場内国債券	242,287

7. 保有目的を変更した有価証券(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

該当ありません。

8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額

(平成20年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
債券	338,883	588,429	401,554	318,885
国債	172,210	294,614	304,549	317,474
地方債	4,862	13,914	6,946	—
短期社債	—	—	—	—
社債	161,810	279,900	90,057	1,411
その他	61,187	616,935	1,015,865	747,942
外国債券	52,779	522,615	842,493	494,688
その他	8,407	94,319	173,372	253,253
合計	400,070	1,205,365	1,417,419	1,066,828

(金銭の信託関係)

I 前中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の金銭の信託(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成19年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
その他の金銭の信託	2,000	2,000	—

(注) 当中間連結会計期間末において、信託財産構成物に時価のある有価証券等は含まれておりません。

II 当中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の金銭の信託(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成20年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
その他の金銭の信託	2,000	2,000	—

(注) 当中間連結会計期間末において、信託財産構成物に時価のある有価証券等は含まれておりません。

III 前連結会計年度末

1. 運用目的の金銭の信託(平成20年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	15,533	△59

2. 満期保有目的の金銭の信託(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成20年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
その他の金銭の信託	2,000	2,000	—	—	—

(注) 当連結会計年度末において、信託財産構成物に時価のある有価証券等は含まれておりません。

(その他有価証券評価差額金)

I 前中間連結会計期間末

○ その他有価証券評価差額金(平成19年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	366,043
その他有価証券	366,043
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	148,405
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	217,638
(△)少数株主持分相当額	241
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	△9
その他有価証券評価差額金	217,387

(注) 1. 時価ヘッジの適用により損益に反映させた額773百万円(費用)については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」から除いて記載しております。

2. 時価のない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額及び投資事業組合等の評価差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

II 当中間連結会計期間末

○ その他有価証券評価差額金(平成20年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	37,012
その他有価証券	37,012
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	14,917
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	22,095
(△)少数株主持分相当額	10
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	△1,294
その他有価証券評価差額金	20,790

(注) 1. 時価ヘッジの適用により損益に反映させた額310百万円(費用)については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」から除いて記載しております。

2. 時価のない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額及び投資事業組合等の評価差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

Ⅲ 前連結会計年度末

○ その他有価証券評価差額金(平成20年 3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	111,382
その他有価証券	111,382
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	45,383
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	65,998
(△)少数株主持分相当額	46
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	6
その他有価証券評価差額金	65,958

(注) 1. 時価ヘッジの適用により損益に反映させた額243百万円(費用)については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」から除いて記載しております。

2. 時価のない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額及び投資事業組合等の評価差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

(デリバティブ取引関係)

I 前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物			
	売建	24,655,194	△15,621	△15,621
	買建	25,477,507	14,460	14,460
	金利オプション			
	売建	2,661,122	△1,183	△580
	買建	2,747,667	1,333	490
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ			
	受取固定・支払変動	55,273,038	164,139	164,139
	受取変動・支払固定	55,621,338	△90,168	△90,168
	受取変動・支払変動	2,295,862	1,052	1,052
	金利オプション			
	売建	20,372,591	△81,034	13,643
	買建	17,154,282	154,360	△22,968
	その他	—	—	—
	合計	—	147,337	64,447

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	251,783	△459	△459
	為替予約			
	売建	2,881,760	△24,557	△24,557
	買建	3,566,165	28,894	28,894
	通貨オプション			
	売建	2,325,811	△61,822	854
	買建	2,353,780	52,349	△5,878
	その他	—	—	—
	合計	—	△5,594	△1,145

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づき、ヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	株式指数先物			
	売建	13,993	△477	△477
	買建	8,484	138	138
	株式指数オプション			
	売建	7,474	△83	64
	買建	49,173	338	△534
店頭	有価証券店頭オプション	—	—	—
	有価証券店頭指数等スワップ	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	——	△83	△808

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(4) 債券関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物			
	売建	803,256	1,688	1,688
	買建	730,986	△686	△686
	債券先物オプション			
	売建	270,147	△627	697
	買建	418,384	841	△789
店頭	債券店頭オプション			
	売建	—	—	—
	買建	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	——	1,215	909

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(5) 商品関連取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジットデリバティブ			
	売建	80,000	△8	△8
	買建	140,486	71	71
	合計	——	62	62

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

Ⅱ 当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	金利先物			
	売建	15,859,364	△8,263	△8,263
	買建	16,742,646	8,367	8,367
	金利オプション			
	売建	732,213	△290	△94
	買建	370,066	120	△2
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ			
	受取固定・支払変動	51,560,054	848,801	848,801
	受取変動・支払固定	48,834,545	△722,035	△722,035
	受取変動・支払変動	2,317,964	687	687
	金利オプション			
	売建	22,422,367	△250,869	△34,370
	買建	17,697,641	295,087	23,259
	その他	—	—	—
	合計	———	171,605	116,350

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	1,356,605	1,247	1,247
	為替予約			
	売建	6,232,270	81,687	81,687
	買建	6,475,814	△85,785	△85,785
	通貨オプション			
	売建	3,809,744	△164,215	△14,526
	買建	3,884,908	131,316	30,870
	その他	—	—	—
	合計	———	△35,749	13,493

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づき、ヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	株式指数先物			
	売建	25,629	1,062	1,062
	買建	19,571	△911	△911
	株式指数オプション			
	売建	12,878	△311	△47
	買建	34,048	1,013	484
店頭	有価証券店頭オプション	—	—	—
	有価証券店頭指数等スワップ	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	853	588

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(4) 債券関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	債券先物			
	売建	517,301	2,635	2,635
	買建	447,733	△3,001	△3,001
	債券先物オプション			
	売建	36,390	△130	△23
	買建	45,848	330	△26
店頭	債券店頭オプション			
	売建	—	—	—
	買建	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	△164	△414

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(5) 商品関連取引(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジットデリバティブ			
	売建	80,000	△1,612	△1,612
	買建	49,623	1,601	1,601
	合計	——	△11	△11

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

Ⅲ 前連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1. 取引の状況に関する事項

当社は、銀行法施行規則第13条の6の3に基づき、特定取引勘定(以下「トレーディング勘定」という)を設置して、それ以外の勘定(以下「バンキング勘定」という)で行う取引と区分しております。

(1) 取引の内容

トレーディング勘定

金利、通貨、債券及び商品の店頭又は上場のデリバティブ取引を行っております。

具体的には、金利先物取引、金利スワップ取引、金利先渡契約取引、金利オプション取引、通貨スワップ取引、通貨先物取引、為替予約取引、通貨オプション取引、債券先物取引、債券先物オプション取引及び商品先物取引等であります。

バンキング勘定

金利、通貨、株式及び債券の店頭又は上場のデリバティブ取引を行っております。

具体的には、トレーディング勘定で行う取引に加え、債券店頭オプション取引、株式指数先物取引、株式指数オプション取引、有価証券店頭オプション取引、有価証券店頭指数等スワップ取引及びクレジットデリバティブ取引等であります。

(2) 取引の利用目的及び取引に対する取組方針

トレーディング勘定

短期的な売買や市場間の価格差等を利用しての収益の獲得、また、お客様からの金利変動に対するヘッジニーズ等へ対応する目的でデリバティブ取引を利用しております。取組に関しては、バンキング勘定との区分経理を担保するため、組織を分離しております。

バンキング勘定

当社の市場リスクを回避する目的でデリバティブ取引を利用しております。なお、主要なリスクである金利リスクについては、デリバティブ取引を利用してヘッジ会計を行っております。貸出金、預金等の多数の金融資産・負債を金利リスクの特性毎に区分した上で包括的に管理しており、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。また、一部の資産・負債については、個別取引毎の繰延ヘッジを行っております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

なお、連結子会社のヘッジ会計の方法は、個別取引毎の時価ヘッジ、繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

(3) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引に係るリスクとしては、主に取引対象物の市場価格変動による市場リスク及び取引先の契約不履行による信用リスクがあります。

市場リスクの主な要因は、金利の変動、為替の変動、株価の変動、債券相場の変動及び商品相場の変動等が考えられます。

なお、価格変動に対する時価の変動等が大きな取引(レバレッジの大きな取引)は行っておりません。

信用リスクの主な要因は、取引相手先の信用の悪化が考えられますが、店頭取引に関しては信用度に応じて相手先毎に適切に管理しております。

(4) 取引に係るリスク管理体制

当社は、グローバルに業務を展開する金融機関として、「国際標準」に適ったリスク管理体制の構築に取り組んでおります。

市場リスクの運営・管理に関する意思決定については、機動的かつ迅速な意思決定を行うために取締役をメンバーとしたALM審議会を設置しております。ALM審議会で決定された基本方針のもと、独立したミドルオフィスであるリスク統括部が市場リスク・流動性リスク及び損益の計測・集計を行い、合わせてリスクリミット及びロスリミットの遵守状況を経営陣に直接報告しております。このようなリスク管理を実効性あるものとするため、ミドルオフィス、後方事務部門(バックオフィス)及び市場性取引部門(フロントオフィス)間において相互牽制体制を確立しております。また、業務監査部による監査に加えて、外部監査人による定期的監査を受けております。

信用リスクについては、取締役をメンバーとした投融資審議会が、与信業務における基本方針を決定するとともに、取引先の格付け、重要案件の審議等を行っております。与信業務に関わる極度額や内部ルールを明確に定めており、取引部署と審査部署やリスク統括部、業務監査部との間の相互牽制が有効に機能される体制を整えております。

また、当社のALM審議会、投融資審議会では、連結ベースのリスク管理を行う体制を取っております。

(5) 契約額・時価等に関する補足説明

「2. 取引の時価等に関する事項」における契約額等は、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスク量又は信用リスク量を示すものではありません。

２．取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成20年３月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち１年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物				
	売建	20,238,554	3,724,235	△60,221	△60,221
	買建	22,116,851	5,113,610	60,244	60,244
	金利オプション				
	売建	331,025	—	△84	△5
	買建	459,345	—	49	△7
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	64,485,897	55,174,216	1,696,864	1,696,864
	受取変動・支払固定	65,926,234	55,970,605	△1,631,984	△1,631,984
	受取変動・支払変動	2,492,429	1,840,429	1,022	1,022
	金利オプション				
	売建	23,603,453	23,474,767	△261,514	△181,419
	買建	18,365,956	18,157,553	425,079	195,310
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	———	———	229,455	79,802

(注) １．上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

２．時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	907,893	814,184	29,733	29,733
	為替予約				
	売建	3,804,622	582,392	100,595	100,595
	買建	4,519,754	709,474	△124,816	△124,816
	通貨オプション				
	売建	2,769,260	1,545,083	△118,900	△20,113
	買建	2,592,346	1,390,913	111,629	35,171
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	△1,759	20,570

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づき、ヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	株式指数先物				
	売建	41,651	—	△383	△383
	買建	40,753	—	35	35
	株式指数オプション				
	売建	7,475	—	△51	14
	買建	22,801	—	235	△100
店頭	有価証券店頭オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	有価証券店頭指数等 スワップ				
	株価指数変化率受取・ 短期変動金利支払	—	—	—	—
	短期変動金利受取・ 株価指数変化率支払	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	△165	△434

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(4) 債券関連取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物				
	売建	1,032,127	—	△3,958	△3,958
	買建	982,222	—	349	349
	債券先物オプション				
	売建	150,930	—	△549	230
	買建	82,861	—	413	△275
店頭	債券店頭オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	△3,745	△3,653

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定
 取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、オプション価格計算モデル等により算定しております。

(5) 商品関連取引(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジットデリバティブ				
	売建	80,000	80,000	△1,870	△1,870
	買建	70,057	70,057	2,455	2,455
	合計	—	—	584	584

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定
 割引現在価値により算定しております。
3. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

	銀行信託事業 (百万円)	リース事業 (百万円)	金融関連事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連 結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する 経常収益	319,656	176,743	25,798	522,198	—	522,198
(2) セグメント間の内部 経常収益	8,148	184	266	8,599	(8,599)	—
計	327,804	176,928	26,065	530,798	(8,599)	522,198
経常費用	276,854	174,012	17,708	468,575	(7,747)	460,827
経常利益	50,949	2,916	8,357	62,223	(851)	61,371

(注) 1. 各事業の主な内容は次のとおりであります。

銀行信託事業・・・信託銀行業及びその付随業務、従属業務

リース事業・・・リース業

金融関連事業・・・金銭貸付業、クレジットカード業等

2. 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

当中間連結会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

	銀行信託事業 (百万円)	リース事業 (百万円)	金融関連事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連 結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する 経常収益	300,895	171,175	27,199	499,270	—	499,270
(2) セグメント間の内部 経常収益	7,686	184	512	8,383	(8,383)	—
計	308,581	171,359	27,712	507,653	(8,383)	499,270
経常費用	252,498	170,076	30,185	452,760	(8,263)	444,496
経常利益（△は経常損失）	56,083	1,282	△2,472	54,893	(119)	54,773

(注) 1. 各事業の主な内容は次のとおりであります。

銀行信託事業・・・信託銀行業及びその付随業務、従属業務

リース事業・・・リース業

金融関連事業・・・金銭貸付業、クレジットカード業等

2. 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

3. 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号平成19年3月30日）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号同前）が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。

これにより、従来の方法によった場合に比べ、「リース事業」について346百万円経常利益が増加しております。

前連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

	銀行信託事業 (百万円)	リース事業 (百万円)	金融関連事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連 結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する 経常収益	688,241	355,033	52,375	1,095,650	—	1,095,650
(2) セグメント間の内部 経常収益	15,259	476	1,549	17,285	(17,285)	—
計	703,501	355,509	53,925	1,112,935	(17,285)	1,095,650
経常費用	580,833	347,012	47,219	975,065	(16,400)	958,664
経常利益	122,667	8,496	6,706	137,870	(884)	136,985

(注) 1. 各事業の主な内容は次のとおりであります。

銀行信託事業・・・信託銀行業及びその付随業務、従属業務

リース事業・・・リース業

金融関連事業・・・金銭貸付業、クレジットカード業等

2. 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

3. 負債計上を中止した預金の預金者への払戻については、従来は払戻時に損失処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第42号）が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当連結会計年度から同報告を適用し、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てる方法に変更しております。これにより、従来の方法によった場合に比べ、「銀行信託事業」について819百万円経常利益が減少しております。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益							
(1) 外部顧客に対する 経常収益	447,600	36,027	26,037	12,534	522,198	—	522,198
(2) セグメント間の内部 経常収益	10,968	8,289	1,693	3,035	23,987	(23,987)	—
計	458,568	44,316	27,730	15,570	546,186	(23,987)	522,198
経常費用	397,770	46,397	24,556	14,412	483,136	(22,309)	460,827
経常利益（△は経常損失）	60,798	△2,081	3,173	1,157	63,049	(1,677)	61,371

- (注) 1. 当社の本支店及び連結子会社について、地理的な近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と地域毎に区分のうえ、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
2. 「米州」には米国等が属しております。「欧州」には英国等が属しております。「アジア・オセアニア」にはシンガポール等が属しております。

当中間連結会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益							
(1) 外部顧客に対する 経常収益	441,698	23,933	22,051	11,587	499,270	—	499,270
(2) セグメント間の内部 経常収益	12,774	9,674	2,319	2,354	27,122	(27,122)	—
計	454,473	33,607	24,370	13,941	526,392	(27,122)	499,270
経常費用	399,863	30,069	28,798	12,749	471,479	(26,983)	444,496
経常利益（△は経常損失）	54,609	3,538	△4,427	1,191	54,912	(138)	54,773

- (注) 1. 当社の本支店及び連結子会社について、地理的な近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と地域毎に区分のうえ、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
2. 「米州」には米国等が属しております。「欧州」には英国等が属しております。「アジア・オセアニア」にはシンガポール等が属しております。
3. 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号平成19年3月30日）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号同前）が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。
- これにより、従来の方によった場合に比べ、「日本」について346百万円経常利益が増加しております。

前連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益							
(1) 外部顧客に対する 経常収益	960,781	62,385	49,298	23,185	1,095,650	—	1,095,650
(2) セグメント間の内部 経常収益	23,703	17,289	3,681	5,356	50,029	(50,029)	—
計	984,484	79,674	52,979	28,541	1,145,679	(50,029)	1,095,650
経常費用	792,810	89,067	97,962	26,208	1,006,048	(47,383)	958,664
経常利益（△は経常損失）	191,674	△9,393	△44,983	2,333	139,631	(2,645)	136,985

- (注) 1. 当社の本支店及び連結子会社について、地理的な近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と地域毎に区分のうえ、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
2. 「米州」には米国等が属しております。「欧州」には英国等が属しております。「アジア・オセアニア」にはシンガポール等が属しております。
3. 負債計上を中止した預金の預金者への払戻については、従来は払戻時に損失処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第42号）が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当連結会計年度から同報告を適用し、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てる方法に変更しております。これにより、従来の方法によった場合に比べ、「日本」について819百万円経常利益が減少しております。

【海外経常収益】

前中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

	金額(百万円)
I 海外経常収益	74,598
II 連結経常収益	522,198
III 海外経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	14.2

- (注) 1. 一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。
 2. 海外経常収益は、当社の海外店取引、並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益（ただし、連結会社間の内部経常収益を除く）で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域毎のセグメント情報は記載しておりません。

当中間連結会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

	金額(百万円)
I 海外経常収益	57,571
II 連結経常収益	499,270
III 海外経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	11.5

- (注) 1. 一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。
 2. 海外経常収益は、当社の海外店取引、並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益（ただし、連結会社間の内部経常収益を除く）で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域毎のセグメント情報は記載しておりません。

前連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

	金額(百万円)
I 海外経常収益	134,868
II 連結経常収益	1,095,650
III 海外経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	12.3

- (注) 1. 一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。
 2. 海外経常収益は、当社の海外店取引、並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益（ただし、連結会社間の内部経常収益を除く）で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域毎のセグメント情報は記載しておりません。

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり純資産額	円	706.27	616.41	639.75
1株当たり中間(当期)純利益金額	円	22.52	16.91	49.17
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額	円	22.52	—	49.17

(注) 1. 1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益金額				
中間(当期)純利益	百万円	37,718	28,323	82,344
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—	—
普通株式に係る中間(当期)純利益	百万円	37,718	28,323	82,344
普通株式の(中間)期中平均株式数	千株	1,674,638	1,674,627	1,674,645
潜在株式調整後1株当たり中間 (当期)純利益金額				
中間(当期)純利益調整額	百万円	—	—	—
普通株式増加数	千株	23	—	10
うち新株予約権	千株	23	—	10
希薄化効果を有しないため、潜在 株式調整後1株当たり中間(当期) 純利益金額の算定に含めなかった 潜在株式の概要		—	—	—

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	1,393,547	1,352,683	1,280,954
純資産の部の合計額から控除する 金額	百万円	210,781	320,431	209,586
うち少数株主持分	百万円	210,781	320,431	209,586
普通株式に係る中間期末の純資産 額	百万円	1,182,765	1,032,251	1,071,368
1株当たり純資産額の算定に用い られた中間期末の普通株式の数	千株	1,674,658	1,674,597	1,674,651

3. 当中間連結会計期間における潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
		当社は、平成20年5月26日開催の取締役会において、英領ケイマン諸島に、当社が議決権を100%所有する海外特別目的会社STB Preferred Capital 4 (Cayman) Limitedを設立することを決議致しました。 同社は、平成20年6月24日の優先出資証券の発行に伴い、当社の特定子会社となっております。 (1) 会社の概要 名称 STB Preferred Capital 4 (Cayman) Limited 設立の目的・事業の内容及び規模 優先出資証券の発行及び当社への劣後ローンの供与であり、本件発行代わり金は、全額、当社の資本増強に使用され、関係法令に基づく必要な届出等を前提に、自己資本比率規制における基本的項目に算入される予定であります。 資本金 普通株式 16億円 優先出資証券 1,100億円 (2) 発行済株式の数及び持分比率 普通株式 1,600,000株 持分比率 当社 100% 優先出資証券 11,000株 持分比率 当社以外 100% 議決権なし

2 【その他】

第2四半期連結会計期間に係る損益計算書

当社は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期連結会計期間に係る損益計算書については、監査を受けておりません。

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)
経常収益	276,839
信託報酬	25,752
資金運用収益	107,057
(うち貸出金利息)	52,202
(うち有価証券利息配当金)	47,736
役務取引等収益	29,574
特定取引収益	1,266
その他業務収益	107,115
その他経常収益	※1 6,072
経常費用	246,875
資金調達費用	57,086
(うち預金利息)	25,592
役務取引等費用	8,795
特定取引費用	5,614
その他業務費用	79,676
営業経費	55,891
その他経常費用	※2 39,810
経常利益	29,963
特別利益	1,703
固定資産処分益	1,349
償却債権取立益	353
特別損失	387
固定資産処分損	260
減損損失	127
税金等調整前四半期純利益	31,279
法人税、住民税及び事業税	9,463
法人税等調整額	4,277
法人税等合計	13,740
少数株主利益	2,162
四半期純利益	15,375

当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)
※1. その他経常収益には、株式関連派生商品取引に係る収益2,221百万円、株式等売却益1,395百万円を含んでおります。 ※2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額13,722百万円、株式等償却12,250百万円を含んでおります。

3【中間財務諸表】
(1)【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成19年 9月30日)				当中間会計期間末 (平成20年 9月30日)				前事業年度の 要約貸借対照表 (平成20年 3月31日)							
資産の部																
現金預け金	639,909				711,197				860,067							
コールローン	242,545				55,166				54,022							
債券貸借取引支払保証金	-				-				152,240							
買入金銭債権	586,028				409,447				465,918							
特定取引資産	7	727,475			7	920,793			7	1,079,618						
金銭の信託	18,677				17,541				17,533							
有価証券	1,	7,	15		1,	7,	15		1,	7,	15					
	6,403,360				5,483,784				4,891,135							
貸出金	2,	3,	4,	5,	6,	2,	3,	4,	5,	6,	2,	3,	4,	5,	6,	
	7				10,898,212				7				11,086,798			
外国為替	6,940				7,620				7,946							
その他資産	7,	11			1,077,695			7,	11			2,164,785				
有形固定資産	9,	10,	14		114,923		9,	10,	14		116,167		9,	10,	14	
無形固定資産	20,397				23,792				21,472							
繰延税金資産	-				82,766				63,670							
支払承諾見返	15	746,765			15	586,031			15	687,736						
貸倒引当金	120,967				94,987				96,799							
投資損失引当金	7,889				5,514				5,514							
資産の部合計	21,354,076				20,323,157				21,513,246							
負債の部																
預金	7	11,321,679			7	11,759,155			7	11,810,218						
譲渡性預金	2,509,886				2,324,045				2,466,695							
コールマネー	224,046				263,750				140,152							
売現先勘定	7	1,286,855			7	1,486,026			7	790,588						
債券貸借取引受入担保金	7	105,752			7	95,013			7	131,957						
特定取引負債	77,265				41,859				339,643							
借入金	7,	12	1,038,312		7,	12	946,854		7,	12	770,820					
外国為替	344				1,176				469							
短期社債	444,970				271,172				304,814							
社債	13	315,955			13	289,873			13	315,964						
信託勘定借	1,159,892				644,661				747,554							
その他負債	938,300				606,608				1,965,696							
未払法人税等					3,508				39,377							
その他の負債					603,099											
賞与引当金	3,890				4,117				3,954							
役員賞与引当金	-				-				75							
退職給付引当金	195				203				212							
預金払戻損失引当金					823				819							
偶発損失引当金					7,718				7,806							
移転関連費用引当金	-				2,118				2,243							
繰延税金負債	39,278				-				-							
再評価に係る繰延税金負債	14	6,113			14	5,979			14	6,021						
支払承諾	15	746,765			15	586,031			15	687,736						
負債の部合計	20,219,505				19,337,190				20,493,446							

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成19年 9 月30日)	当中間会計期間末 (平成20年 9 月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成20年 3 月31日)
純資産の部			
資本金	287,537	287,537	287,537
資本剰余金	242,559	242,555	242,555
資本準備金	242,555	242,555	242,555
その他資本剰余金	4	-	0
利益剰余金	403,014	443,112	426,888
利益準備金	46,580	46,580	46,580
その他利益剰余金	356,433	396,531	380,308
海外投資等損失準備金	0	0	0
別途準備金	301,870	341,870	301,870
繰越利益剰余金	54,563	54,661	78,438
自己株式	439	479	441
株主資本合計	932,671	972,725	956,540
その他有価証券評価差額金	216,795	22,402	65,936
繰延ヘッジ損益	10,728	4,794	1,629
土地再評価差額金	¹⁴ 4,168	¹⁴ 4,366	¹⁴ 4,306
評価・換算差額等合計	201,898	13,241	63,259
純資産の部合計	1,134,570	985,967	1,019,800
負債及び純資産の部合計	21,354,076	20,323,157	21,513,246

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年 9 月30 日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30 日)	前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31 日)
経常収益	316,824	299,552	682,644
信託報酬	36,750	36,379	74,641
資金運用収益	191,663	188,050	387,552
(うち貸出金利息)	105,146	99,245	205,801
(うち有価証券利息配当金)	73,160	76,901	155,491
役務取引等収益	50,192	33,917	92,936
特定取引収益	6,886	2,477	16,288
その他業務収益	22,492	31,036	69,736
その他経常収益	※2 8,839	※2 7,690	※2 41,488
経常費用	274,004	252,010	578,715
資金調達費用	118,243	111,684	242,158
(うち預金利息)	54,196	49,488	103,070
役務取引等費用	19,510	20,305	39,206
特定取引費用	489	11,751	2,885
その他業務費用	25,095	8,190	51,209
営業経費	※1 65,778	※1 72,345	※1 135,182
その他経常費用	※3 44,887	※3 27,731	※3 108,073
経常利益	42,819	47,541	103,928
特別利益	※4 10,435	※4 1,388	※4 11,048
特別損失	※5 1,084	※5 393	※5 1,694
税引前中間純利益	52,171	48,535	113,282
法人税、住民税及び事業税	34,198	5,522	65,661
法人税等調整額	△13,978	12,614	△22,303
法人税等合計		18,136	
中間純利益	31,951	30,399	69,924

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年 9 月 30 日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月 30 日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月 31 日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	287,517	287,537	287,517
当中間期変動額			
新株の発行	19	—	19
当中間期変動額合計	19	—	19
当中間期末残高	287,537	287,537	287,537
資本剰余金			
資本準備金			
前期末残高	242,536	242,555	242,536
当中間期変動額			
新株の発行	19	—	19
当中間期変動額合計	19	—	19
当中間期末残高	242,555	242,555	242,555
その他資本剰余金			
前期末残高	2	0	2
当中間期変動額			
自己株式の処分	1	△0	△2
当中間期変動額合計	1	△0	△2
当中間期末残高	4	—	0
資本剰余金合計			
前期末残高	242,538	242,555	242,538
当中間期変動額			
新株の発行	19	—	19
自己株式の処分	1	△0	△2
当中間期変動額合計	20	△0	16
当中間期末残高	242,559	242,555	242,555
利益剰余金			
利益準備金			
前期末残高	46,580	46,580	46,580
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	46,580	46,580	46,580
その他利益剰余金			
前期末残高	338,715	380,308	338,715
当中間期変動額			
剰余金の配当	△14,234	△14,234	△28,468
中間純利益	31,951	30,399	69,924
自己株式の処分	—	△1	—
土地再評価差額金の取崩	—	60	136
海外投資等損失準備金の減少	—	—	△0
当中間期変動額合計	17,717	16,223	41,592
当中間期末残高	356,433	396,531	380,308

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)
利益剰余金合計			
前期末残高	385,296	426,888	385,296
当中間期変動額			
剰余金の配当	△14,234	△14,234	△28,468
中間純利益	31,951	30,399	69,924
自己株式の処分	—	△1	—
土地再評価差額金の取崩	—	60	136
海外投資等損失準備金の減少	—	—	△0
当中間期変動額合計	17,717	16,223	41,592
当中間期末残高	403,014	443,112	426,888
自己株式			
前期末残高	△389	△441	△389
当中間期変動額			
自己株式の取得	△60	△46	△81
自己株式の処分	10	8	30
当中間期変動額合計	△49	△38	△51
当中間期末残高	△439	△479	△441
株主資本合計			
前期末残高	914,963	956,540	914,963
当中間期変動額			
新株の発行	39	—	39
剰余金の配当	△14,234	△14,234	△28,468
中間純利益	31,951	30,399	69,924
自己株式の取得	△60	△46	△81
自己株式の処分	12	6	27
土地再評価差額金の取崩	—	60	136
海外投資等損失準備金の減少	—	—	△0
当中間期変動額合計	17,708	16,185	41,577
当中間期末残高	932,671	972,725	956,540
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	294,424	65,936	294,424
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△77,629	△43,533	△228,488
当中間期変動額合計	△77,629	△43,533	△228,488
当中間期末残高	216,795	22,402	65,936
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	△9,713	1,629	△9,713
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△1,014	△6,423	11,343
当中間期変動額合計	△1,014	△6,423	11,343
当中間期末残高	△10,728	△4,794	1,629

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)
土地再評価差額金			
前期末残高	△4,168	△4,306	△4,168
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	—	△60	△137
当中間期変動額合計	—	△60	△137
当中間期末残高	△4,168	△4,366	△4,306
評価・換算差額等合計			
前期末残高	280,542	63,259	280,542
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△78,644	△50,018	△217,283
当中間期変動額合計	△78,644	△50,018	△217,283
当中間期末残高	201,898	13,241	63,259
純資産合計			
前期末残高	1,195,505	1,019,800	1,195,505
当中間期変動額			
新株の発行	39	—	39
剰余金の配当	△14,234	△14,234	△28,468
中間純利益	31,951	30,399	69,924
自己株式の取得	△60	△46	△81
自己株式の処分	12	6	27
土地再評価差額金の取崩	—	60	136
海外投資等損失準備金の減少	—	—	△0
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△78,644	△50,018	△217,283
当中間期変動額合計	△60,935	△33,832	△175,705
当中間期末残高	1,134,570	985,967	1,019,800

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準	金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当中間会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当中間会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。	金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当中間会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当中間会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。	金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式については、中間決算日前1カ月の市場価格の平均に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、株式以外の時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。	(1) 同左 (2) 同左	(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式については、決算日前1カ月の市場価格の平均に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、株式以外の時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (追加情報) 従来「時価評価されていない有価証券」に分類してきた、海外資産担保証券の一部について、時価の取得とその検証が可能となったことから、「時価のある有価証券」に区分変更し純資産直入及び時価のある有価証券としての減損処理の対象としております。これにより、その他の証券が4,032百万円、その他有価証券評価差額金が2,394百万円減少し、繰延税金資産が1,637百万円増加したほか、経常利益及び税引前当期純利益は14,597百万円それぞれ減少しております。 (2) 同左

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
3. デリバティブ取引 の評価基準及び評価 方法	デリバティブ取引(特定取 引目的の取引を除く)の評 価は、時価法により行っ ております。	同左	同左
4. 固定資産の減価償 却の方法	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法 (ただし、平成10年4月 1日以後に取得した建物 (建物附属設備を除く)に ついては定額法)を採用 し、年間減価償却費見積 額を期間により按分し計 上しております。 また、主な耐用年数は次 のとおりであります。 建物 3年～60年 動産 2年～20年	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法 (ただし、平成10年4月 1日以後に取得した建物 (建物附属設備を除く)に ついては定額法)を採用 し、年間減価償却費見積 額を期間により按分し計 上しております。 また、主な耐用年数は次 のとおりであります。 建 物 3年～60年 その他 2年～20年	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法 (ただし、平成10年4月 1日以後に取得した建物 (建物附属設備を除く)に ついては定額法)を採用 しております。 また、主な耐用年数は次 のとおりであります。 建物 3年～60年 動産 2年～20年

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	(会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。 (追加情報) 当中間会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間で均等償却しております。なお、これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。		(会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。なお、これによる貸借対照表等に与える影響は軽微であります。 (追加情報) 当事業年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以降、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間で均等償却しております。なお、これによる貸借対照表等に与える影響は軽微であります。
	(2) 無形固定資産 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。	(2) 無形固定資産 同左	(2) 無形固定資産 同左

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
5. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者並びにその他今後の管理に注意を要する債務者のうち一定範囲に区分される信用リスクを有する債務者で、与信額が一定額以上の大口債務者に対する債権のうち、債権の	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者並びにその他今後の管理に注意を要する債務者のうち一定範囲に区分される信用リスクを有する債務者で、与信額が一定額以上の大口債務者に対する債権のうち、債権の	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者並びにその他今後の管理に注意を要する債務者のうち一定範囲に区分される信用リスクを有する債務者で、与信額が一定額以上の大口債務者に対する債権のうち、債権の

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができるものについては、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率等、債権の発生当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引当てております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び審査部が資産査定を実施し、当該部署から独立したリスク統括部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は30,946百万円であります。	元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができるものについては、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率等、債権の発生当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引当てております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び審査部が資産査定を実施し、当該部署から独立したリスク統括部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は25,332百万円であります。	元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができるものについては、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率等、債権の発生当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引当てております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び審査部が資産査定を実施し、当該部署から独立したリスク統括部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は24,724百万円であります。
	(2) 投資損失引当金 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。	(2) 投資損失引当金 同左	(2) 投資損失引当金 同左

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	(3) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。	(3) 賞与引当金 同左	(3) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
	_____	_____	(4) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
	(4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理	(4) 退職給付引当金 同左	(5) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
		(5) 預金払戻損失引当金 預金払戻損失引当金は、一定の条件を満たし負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。	(6) 預金払戻損失引当金 預金払戻損失引当金は、一定の条件を満たし負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。 (会計方針の変更) 負債計上を中止した預金の預金者への払戻については、従来は払戻時に損失処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号)が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、当事業年度から同報告を適用し、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てる方法に変更しております。これにより、従来の方法によった場合に比べ、経常利益及び税引前当期純利益は819百万円それぞれ減少しております。
		(6) 偶発損失引当金 偶発損失引当金は、信託取引等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を個別に見積り、必要と認められる額を計上しております。 (表示方法の変更) 偶発損失引当金は、前中間会計期間において「貸倒引当金」に含めて表示しておりましたが、金額的な重要性が増したため、前事業年度より区分掲記しております。なお、前中間会計期間における当該金額は2,549百万円であります。	(7) 偶発損失引当金 偶発損失引当金は、信託取引等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を個別に見積り、必要と認められる額を計上しております。 (表示方法の変更) 偶発損失引当金は、前事業年度において「貸倒引当金」に含めて表示しておりましたが、金額的な重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。なお、前事業年度における当該金額は2,888百万円であります。

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	—————	(7) 移転関連費用引当金 移転関連費用引当金は、 東京地区拠点ビルの統廃 合及び共同開発等に伴い 発生する損失に備えるた め、合理的な見積額を計 上しております。	(8) 移転関連費用引当金 同左
6. 外貨建資産及び負 債の本邦通貨への 換算基準	外貨建資産・負債及び海外 支店勘定は、取得時の為替 相場による円換算額を付す 子会社株式を除き、主とし て中間決算日の為替相場に よる円換算額を付しており ます。	同左	外貨建資産・負債及び海外 支店勘定は、取得時の為替 相場による円換算額を付す 子会社株式を除き、主とし て決算日の為替相場による 円換算額を付しておりま す。

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
7. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるものの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるものの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
8. ヘッジ会計の方法	(イ) 金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。また、当中間会計期間末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しております多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間に応じ期間配分しております。	(イ) 金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。また、当中間会計期間末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しております多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間に応じ期間配分しております。	(イ) 金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。また、当事業年度末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してあります多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間に応じ期間配分しております。

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	なお、当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は39,520百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は38,069百万円(同前)であります。	なお、当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は20,252百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は20,114百万円(同前)であります。	なお、当事業年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は28,797百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は27,734百万円(同前)であります。
	(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という)に規定する繰延ヘッジによっております。 ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。 また、外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。	(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 同左	(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 同左

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	(ハ) 内部取引等 デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。 なお、一部の資産・負債については、個別取引毎の繰延ヘッジを行っております。	(ハ) 内部取引等 同左	(ハ) 内部取引等 同左
9. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産の取得に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。	同左	消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産の取得に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。
10. 税効果会計に関する事項	中間会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、当期において予定している剰余金の処分による海外投資等損失準備金の取崩しを前提として、当中間会計期間に係る金額を計算しております。	_____	_____

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び当中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。	—————	(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。
—————	(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる貸借対照表等に与える影響はありません。 なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。	—————

【表示方法の変更】

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
_____	(中間貸借対照表関係) 「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第44号平成20年7月11日)により改正され、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から「その他負債」中の「未払法人税等」及び「その他の負債」を内訳表示しております。
_____	(デリバティブ取引の時価評価による金融資産と金融負債の表示方法) 当中間会計期間より、「特定取引資産」及び「特定取引負債」並びに「その他資産」に含まれる金融派生商品及び「その他の負債」に含まれる金融派生商品に計上しているデリバティブ取引に関し、個別の取引に係る信用リスクの軽減額を適正に表示するため、金融商品会計に関する実務指針に定める要件を満たす取引について、それぞれ相殺して表示しております。これにより、従来の方法に比べ「特定取引資産」及び「特定取引負債」は536,724百万円、「その他資産」及び「その他負債」は742,951百万円、それぞれ減少しております。

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成19年 9 月30日)	当中間会計期間末 (平成20年 9 月30日)	前事業年度末 (平成20年 3 月31日)
※ 1. 関係会社の株式及び出資総額 328,373百万円 ※ 2. 貸出金のうち、破綻先債権額は593百万円、延滞債権額は61,394百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 ※ 3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権は165百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※ 4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は31,984百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。	※ 1. 関係会社の株式及び出資総額 348,875百万円 ※ 2. 貸出金のうち、破綻先債権額は7,878百万円、延滞債権額は17,525百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 ※ 3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権はありません。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※ 4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は21,862百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。	※ 1. 関係会社の株式及び出資総額 341,112百万円 ※ 2. 貸出金のうち、破綻先債権額は349百万円、延滞債権額は18,909百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 ※ 3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権はありません。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※ 4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は72,206百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

前中間会計期間末 (平成19年 9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年 9月30日)	前事業年度末 (平成20年 3月31日)
※ 5. 破綻先債権額、延滞債権額、 3カ月以上延滞債権額及び貸 出条件緩和債権額の合計額は 94,137百万円であります。 なお、上記 2. から 5. に掲 げた債権額は、貸倒引当金控 除前の金額であります。	※ 5. 破綻先債権額、延滞債権額、 3カ月以上延滞債権額及び貸 出条件緩和債権額の合計額は 47,267百万円であります。 なお、上記 2. から 5. に掲 げた債権額は、貸倒引当金控 除前の金額であります。	※ 5. 破綻先債権額、延滞債権額、 3カ月以上延滞債権額及び貸 出条件緩和債権額の合計額は 91,465百万円であります。 なお、上記 2. から 5. に掲 げた債権額は、貸倒引当金控 除前の金額であります。
※ 6. 手形割引は、「銀行業におけ る金融商品会計基準適用に関 する会計上及び監査上の取扱 い」(日本公認会計士協会業 種別監査委員会報告第24号) に基づき金融取引として処理 しております。これにより受 け入れた商業手形は、売却又 は(再)担保という方法で自由 に処分できる権利を有してい ますが、その額面金額は 5,450百万円であります。	※ 6. 手形割引は、「銀行業におけ る金融商品会計基準適用に関 する会計上及び監査上の取扱 い」(日本公認会計士協会業 種別監査委員会報告第24号) に基づき金融取引として処理 しております。これにより受 け入れた商業手形は、売却又 は(再)担保という方法で自由 に処分できる権利を有してい ますが、その額面金額は 4,509百万円であります。	※ 6. 手形割引は、「銀行業におけ る金融商品会計基準適用に関 する会計上及び監査上の取扱 い」(日本公認会計士協会業 種別監査委員会報告第24号) に基づき金融取引として処理 しております。これにより受 け入れた商業手形は、売却又 は(再)担保という方法で自由 に処分できる権利を有してい ますが、その額面金額は 5,089百万円であります。
※ 7. 担保に供している資産は次の とおりであります。	※ 7. 担保に供している資産は次の とおりであります。	※ 7. 担保に供している資産は次の とおりであります。
担保に供している資産	担保に供している資産	担保に供している資産
特定取引資産 194,351百万円	特定取引資産 424,024百万円	特定取引資産 343,204百万円
有価証券 1,706,296百万円	有価証券 1,794,433百万円	有価証券 1,118,018百万円
貸出金 260,182百万円	貸出金 245,578百万円	貸出金 267,889百万円
担保資産に対応する債務	担保資産に対応する債務	担保資産に対応する債務
預金 1,034百万円	預金 38,372百万円	預金 35,211百万円
売現先勘定 1,286,855百万円	売現先勘定 1,486,026百万円	売現先勘定 790,588百万円
債券貸借取引 105,752百万円	債券貸借取引 95,013百万円	債券貸借取引 131,957百万円
受入担保金	受入担保金	受入担保金
借入金 359,400百万円	借入金 221,712百万円	借入金 141,900百万円
上記のほか、為替決済等の取 引の担保あるいは先物取引証 拠金等の代用として、有価証 券579,161百万円、その他資 産172百万円を差し入れてお ります。	上記のほか、為替決済等の取 引の担保あるいは先物取引証 拠金等の代用として、有価証 券696,419百万円、その他資 産197百万円を差し入れてお ります。	上記のほか、為替決済等の取 引の担保あるいは先物取引証 拠金等の代用として、有価証 券571,621百万円、その他資 産197百万円を差し入れてお ります。
また、その他資産のうち先物 取引差入証拠金は3,305百万 円、保証金は18,416百万円、 デリバティブ取引の差入担保 金は2,596百万円でありま す。	また、その他資産のうち先物 取引差入証拠金は4,472百万 円、保証金は16,204百万円、 デリバティブ取引の差入担保 金は2,166百万円でありま す。	また、その他の資産のうち保 証金は16,288百万円、デリバ ティブ取引の差入担保金は 5,076百万円であります。

前中間会計期間末 (平成19年 9 月30日)	当中間会計期間末 (平成20年 9 月30日)	前事業年度末 (平成20年 3 月31日)
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は7,177,939百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが5,749,819百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。 ※9. 有形固定資産の減価償却累計額 95,378百万円 ※10. 有形固定資産の圧縮記帳額 28,214百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 一百万円)	8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は7,333,449百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが5,826,494百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。 ※9. 有形固定資産の減価償却累計額 93,895百万円	8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は7,468,190百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが5,883,739百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。 ※9. 有形固定資産の減価償却累計額 94,114百万円 ※10. 有形固定資産の圧縮記帳額 28,214百万円 (当事業年度圧縮記帳額 一百万円)

前中間会計期間末 (平成19年 9 月30日)	当中間会計期間末 (平成20年 9 月30日)	前事業年度末 (平成20年 3 月31日)
※11. その他資産には、過去に海外市場で行ったレポ取引の一部について、当社に源泉所得税の徴収義務があったとして課税認定を受け、納付の上で課税の適否を争っている金額6,316百万円が含まれております。当社としては、本件は法的根拠を欠く不当なものであり、到底容認できないとの判断から、国税不服審判所への審査請求を経て、平成17年 3 月31日付で東京地方裁判所に訴訟を提起し、平成19年 4 月17日付で当社勝訴の判決を受けました。なお、国側は同年 5 月 1 日付で東京高等裁判所に控訴しております。 ※12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金618,400百万円が含まれております。 ※13. 社債は、全額劣後特約付社債であります。	※11. その他資産には、過去に海外市場で行ったレポ取引の一部について、当社に源泉所得税の徴収義務があったとして課税認定を受け、納付の上で課税の適否を争っている金額6,316百万円が含まれております。当社としては、本件は法的根拠を欠く不当なものであり、到底容認できないとの判断から、国税不服審判所への審査請求を経て、平成17年 3 月31日付で東京地方裁判所に訴訟を提起し、平成19年 4 月17日付で当社勝訴の判決を受けました。国側は同年 5 月 1 日付で東京高等裁判所に控訴しましたが、平成20年 3 月12日付で控訴棄却の判決の言渡しを受け、同年 3 月26日付で上告受理の申立てを行っていたところ、最高裁判所は同年10月28日付で上告を受理しないとの決定を行い、当社勝訴の判決が確定しましたので、上記納付額は全額返還される見込みであります。 ※12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金668,750百万円が含まれております。 ※13. 社債は、全額劣後特約付社債であります。	※11. その他の資産には、過去に海外市場で行ったレポ取引の一部について、当社に源泉所得税の徴収義務があったとして課税認定を受け、納付の上で課税の適否を争っている金額6,316百万円が含まれております。当社としては、本件は法的根拠を欠く不当なものであり、到底容認できないとの判断から、国税不服審判所への審査請求を経て、平成17年 3 月31日付で東京地方裁判所に訴訟を提起し、平成19年 4 月17日付で当社勝訴の判決を受けました。国側は同年 5 月 1 日付で東京高等裁判所に控訴しましたが、平成20年 3 月12日付で控訴棄却の判決の言渡しを受け、同年 3 月26日付で上告受理の申立てを行っております。 ※12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金580,895百万円が含まれております。 ※13. 社債は、全額劣後特約付社債であります。

前中間会計期間末 (平成19年 9 月30日)	当中間会計期間末 (平成20年 9 月30日)	前事業年度末 (平成20年 3 月31日)
※14. 土地の再評価に関する法律 (平成10年 3 月31日公布 法律 第34号)に基づき、事業用の 土地の再評価を行い、評価差 額については、当該評価差額 に係る税金相当額を「再評価 に係る繰延税金負債」として 負債の部に計上し、これを控 除した金額を「土地再評価差 額金」として純資産の部に計 上しております。 再評価を行った年月日 平成11年 3 月31日 同法律第 3 条第 3 項に定める 再評価の方法 土地の再評価に関する法律 施行令(平成10年 3 月31日 公布 政令第119号)第 2 条 第 1 号に定める標準地の公 示価格及び同条第 4 号に定 める路線価に基づいて、合 理的な調整を行って算出し ております。	※14. 土地の再評価に関する法律 (平成10年 3 月31日公布 法律 第34号)に基づき、事業用の 土地の再評価を行い、評価差 額については、当該評価差額 に係る税金相当額を「再評価 に係る繰延税金負債」として 負債の部に計上し、これを控 除した金額を「土地再評価差 額金」として純資産の部に計 上しております。 再評価を行った年月日 平成11年 3 月31日 同法律第 3 条第 3 項に定める 再評価の方法 土地の再評価に関する法律 施行令(平成10年 3 月31日 公布 政令第119号)第 2 条 第 1 号に定める標準地の公 示価格及び同条第 4 号に定 める路線価に基づいて、合 理的な調整を行って算出。	※14. 土地の再評価に関する法律 (平成10年 3 月31日公布 法 律第34号)に基づき、事業用 土地の再評価を行い、評価差 額については、当該評価差額 に係る税金相当額を「再評価 に係る繰延税金負債」として 負債の部に計上し、これを控 除した金額を「土地再評価差 額金」として純資産の部に計 上しております。 再評価を行った年月日 平成11年 3 月31日 同法律第 3 条第 3 項に定める 再評価の方法 土地の再評価に関する法律 施行令(平成10年 3 月31日 公布 政令第119号)第 2 条 第 1 号に定める標準地の公 示価格及び同条第 4 号に定 める路線価に基づいて、合 理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価 を行った事業用の土地の当事 業年度末における時価の合計 額と当該事業用土地の再評価 後の帳簿価額の合計額との差 額 4, 049百万円

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
※15. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当社の保証債務の額は101,124百万円であります。 なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正されたことに伴い、相殺しております。 前中間期において上記相殺を行った場合は、前中間期末の支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ91,996百万円減少します。 16. 元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託863,500百万円、貸付信託555,847百万円であります。	※15. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当社の保証債務の額は115,720百万円あります。 16. 元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託667,174百万円、貸付信託203,534百万円あります。	※15. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当社の保証債務の額は118,207百万円あります。 16. 元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託696,894百万円、貸付信託284,609百万円あります。

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
※1. 減価償却実施額は、下記のとおりであります。 有形固定資産 2,287百万円 無形固定資産 3,225百万円 ※2. その他経常収益には、株式等売却益7,554百万円を含んでおります。 ※3. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額23,798百万円、貸出金償却9,273百万円を含んでおります。 ※4. 特別利益には、退職給付信託返還益9,969百万円を含んでおります。 ※5. 特別損失には、固定資産処分損1,083百万円を含んでおります。	※1. 減価償却実施額は、下記のとおりであります。 有形固定資産 2,715百万円 無形固定資産 3,275百万円 ※2. その他経常収益には、株式等売却益3,594百万円、株式関連派生商品取引に係る収益2,501百万円を含んでおります。 ※3. その他経常費用には、株式等償却11,768百万円、貸出金償却4,167百万円を含んでおります。 _____ _____	_____ _____ ※3. その他の経常費用には、海外クレジット投資ポートフォリオの見直しに伴う有価証券の減損損失40,748百万円及び売却損7,480百万円を含んでおります。 ※4. その他の特別利益は、退職給付信託返還益であります。 _____

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
自己株式 普通株式	429	52	11	470	(注) 1、2

(注) 1. 普通株式の株式数の増加52千株は単元未満株式の買取による増加であります。

2. 普通株式の株式数の減少11千株は単元未満株式の買増請求による減少であります。

2. 「その他利益剰余金」について合計額により記載しておりますが、その内訳は次のとおりであります。

	平成19年3月31日残高 (百万円)	当中間会計期間中の変動額 (百万円)	平成19年9月30日残高 (百万円)
海外投資等損失準備金	0	—	0
別途準備金	251,870	50,000	301,870
繰越利益剰余金	86,845	△32,282	54,563

II 当中間会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
自己株式 普通株式	477	62	8	531	(注) 1、2

(注) 1. 普通株式の株式数の増加62千株は単元未満株式の買取による増加であります。

2. 普通株式の株式数の減少8千株は単元未満株式の買増請求による減少であります。

2. 「その他利益剰余金」について合計額により記載しておりますが、その内訳は次のとおりであります。

	前期末残高 (百万円)	当中間期変動額 (百万円)	当中間期末残高 (百万円)
海外投資等損失準備金	0	△0	0
別途準備金	301,870	40,000	341,870
繰越利益剰余金	78,438	△23,776	54,661

Ⅲ 前事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式 普通株式	429	80	32	477	(注) 1、2

(注) 1. 普通株式の株式数の増加80千株は単元未満株式の買取による増加であります。

2. 普通株式の株式数の減少32千株は単元未満株式の買増請求による減少であります。

2. 「その他利益剰余金」について合計額により記載しておりますが、その内訳は次のとおりであります。

	平成19年3月31日残高 (百万円)	当事業年度中の変動額 (百万円)	平成20年3月31日残高 (百万円)
海外投資等損失準備金	0	△0	0
別途準備金	251,870	50,000	301,870
繰越利益剰余金	86,845	△8,407	78,438

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)	前事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)
1. リース物件の所有権が借主に移 転すると認められるもの以外の ファイナンス・リース取引 リース物件の取得価額相当額、 減価償却累計額相当額、減損損 失累計額相当額及び中間会計期 間末残高相当額 取得価額相当額 その他資産 一百万円 有形固定資産 22百万円 無形固定資産 一百万円 合計 22百万円 減価償却累計額相当額 その他資産 一百万円 有形固定資産 13百万円 無形固定資産 一百万円 合計 13百万円 減損損失累計額相当額 その他資産 一百万円 有形固定資産 一百万円 無形固定資産 一百万円 合計 一百万円 中間会計期間末残高相当額 その他資産 一百万円 有形固定資産 8百万円 無形固定資産 一百万円 合計 8百万円 (注) 1. 取得価額相当額は、未経過 リース料中間会計期間末残 高が有形固定資産の中間会 計期間末残高等に占める割 合が低いため、支払利子込 み法によっております。 2. 従来、取得価額相当額、減 価償却累計額相当額、減損 損失累計額相当額及び中間 会計期間末残高相当額は、 「動産」又は「その他」に 区分して表示してありまし たが、当中間会計期間か ら、「その他資産」、「有 形固定資産」又は「無形固 定資産」に区分して表示し ております。	1. ファイナンス・リース取引 通常の賃貸借取引に係る方法に 準じて会計処理を行っている所 有権移転外ファイナンス・リー ス取引 リース物件の取得価額相当額、 減価償却累計額相当額、減損損 失累計額相当額及び中間会計期 間末残高相当額 取得価額相当額 その他資産 一百万円 有形固定資産 11百万円 無形固定資産 一百万円 合計 11百万円 減価償却累計額相当額 その他資産 一百万円 有形固定資産 5百万円 無形固定資産 一百万円 合計 5百万円 減損損失累計額相当額 その他資産 一百万円 有形固定資産 一百万円 無形固定資産 一百万円 合計 一百万円 中間会計期間末残高相当額 その他資産 一百万円 有形固定資産 5百万円 無形固定資産 一百万円 合計 5百万円 (注) 取得価額相当額は、未経過リー ス料中間会計期間末残高が 有形固定資産の中間会計期間 末残高等に占める割合が低い ため、支払利子込み法によっ ております。	1. リース物件の所有権が借主に移 転すると認められるもの以外の ファイナンス・リース取引 リース物件の取得価額相当額、 減価償却累計額相当額、減損損 失累計額相当額及び期末残高相 当額 取得価額相当額 その他資産 一百万円 有形固定資産 11百万円 無形固定資産 一百万円 合計 11百万円 減価償却累計額相当額 その他資産 一百万円 有形固定資産 4百万円 無形固定資産 一百万円 合計 4百万円 減損損失累計額相当額 その他資産 一百万円 有形固定資産 一百万円 無形固定資産 一百万円 合計 一百万円 期末残高相当額 その他資産 一百万円 有形固定資産 7百万円 無形固定資産 一百万円 合計 7百万円 (注) 1. 取得価額相当額は、未経過 リース料期末残高が有形固 定資産の期末残高等に占め る割合が低いため、支払利 子込み法によっておりま す。 2. 従来、取得価額相当額、減 価償却累計額相当額、減損 損失累計額相当額及び期末 残高相当額は、「動産」又 は「その他」に区分して表 示してありましたが、当事 業年度から「その他資産 」、「有形固定資産」又 は「無形固定資産」に区分 して表示しております。

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
未経過リース料中間会計期間末 残高相当額 1年内 2百万円 1年超 5百万円 合計 8百万円 (注) 未経過リース料中間会計期間 末残高相当額は、未経過リー ス料中間会計期間末残高が有 形固定資産の中間会計期間末 残高等に占める割合が低いた め、支払利子込み法によって おります。 リース資産減損勘定の中間会計 期間末残高 100万円 当中間会計期間の支払リース 料、リース資産減損勘定の取崩 額、減価償却費相当額及び減損 損失 支払リース料 2百万円 リース資産減損勘 定の取崩額 100万円 減価償却費相当額 2百万円 減損損失 100万円 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残 存価額を零とする定額法によっ ております。	未経過リース料中間会計期間末 残高相当額 1年内 2百万円 1年超 3百万円 合計 5百万円 (注) 未経過リース料中間会計期間 末残高相当額は、未経過リー ス料中間会計期間末残高が有 形固定資産の中間会計期間末 残高等に占める割合が低いた め、支払利子込み法によって おります。 リース資産減損勘定の中間会計 期間末残高 100万円 支払リース料、リース資産減損 勘定の取崩額、減価償却費相当 額及び減損損失 支払リース料 100万円 リース資産減損勘 定の取崩額 100万円 減価償却費相当額 100万円 減損損失 100万円 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残 存価額を零とする定額法によっ ております。	未経過リース料期末残高相当額 1年内 2百万円 1年超 4百万円 合計 7百万円 (注) 未経過リース料期末残高相当 額は、未経過リース料期末残 高が有形固定資産の期末残高 等に占める割合が低いため、 支払利子込み法によっており ます。 リース資産減損勘定の期末残高 100万円 支払リース料、リース資産減損 勘定の取崩額、減価償却費相当 額及び減損損失 支払リース料 3百万円 リース資産減損勘 定の取崩額 100万円 減価償却費相当額 3百万円 減損損失 100万円 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残 存価額を零とする定額法によっ ております。
2. オペレーティング・リース取引 ・未経過リース料 1年内 67百万円 1年超 150百万円 合計 217百万円	2. オペレーティング・リース取引 ・オペレーティング・リース取引 のうち解約不能のものに係る未 経過リース料 1年内 5,659百万円 1年超 5,682百万円 合計 11,342百万円	2. オペレーティング・リース取引 ・未経過リース料 1年内 5,660百万円 1年超 5,716百万円 合計 11,377百万円

(有価証券関係)

○子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

I 前中間会計期間末（平成19年 9 月30日現在）

該当ありません。

II 当中間会計期間末（平成20年 9 月30日現在）

該当ありません。

III 前事業年度末（平成20年 3 月31日現在）

該当ありません。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
		当社は、平成20年5月26日開催の取締役会において、英領ケイマン諸島に、当社が議決権を100%所有する海外特別目的会社STB Preferred Capital 4 (Cayman) Limitedを設立することを決議致しました。 同社は、平成20年6月24日の優先出資証券の発行に伴い、当社の特定子会社となっております。 (1) 会社の概要 名称 STB Preferred Capital 4 (Cayman) Limited 設立の目的・事業の内容及び規模 優先出資証券の発行及び当社への劣後ローンの供与であり、本件発行代わり金は、全額、当社の資本増強に使用され、関係法令に基づく必要な届出等を前提に、自己資本比率規制における基本的項目に算入される予定であります。 資本金 普通株式 16億円 優先出資証券 1,100億円 (2) 発行済株式の数及び持分比率 普通株式 1,600,000株 持分比率 当社 100% 優先出資証券 11,000株 持分比率 当社以外 100% 議決権なし

4 【その他】

中間配当

平成20年11月14日開催の取締役会において、第138期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当金額	14,234百万円
1株当たりの中間配当金	8円50銭

信託財産残高表

資産						
科目	前中間会計期間末 (平成19年9月30日)		当中間会計期間末 (平成20年9月30日)		前事業年度 (平成20年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	557,023	0.67	381,818	0.44	447,059	0.49
有価証券	11,441,244	13.68	7,325,120	8.38	11,508,943	12.71
信託受益権	54,895,358	65.63	61,964,219	70.90	61,015,610	67.39
受託有価証券	408,264	0.49	440,051	0.50	434,419	0.48
金銭債権	7,875,375	9.41	9,391,818	10.75	8,908,810	9.84
有形固定資産	4,086,658	4.89	4,396,803	5.03	4,343,235	4.80
無形固定資産	28,553	0.03	34,175	0.04	33,370	0.04
その他債権	2,946,768	3.52	2,596,617	2.97	2,822,637	3.12
コールローン	4,500	0.00	4,700	0.01	45,100	0.05
銀行勘定貸	1,159,892	1.39	644,661	0.74	747,554	0.83
現金預け金	239,413	0.29	213,755	0.24	227,355	0.25
合計	83,643,053	100.00	87,393,741	100.00	90,534,098	100.00

負債						
科目	前中間会計期間末 (平成19年9月30日)		当中間会計期間末 (平成20年9月30日)		前事業年度 (平成20年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	22,866,716	27.34	20,927,526	23.95	25,545,526	28.22
年金信託	7,423,644	8.88	6,510,079	7.45	7,100,851	7.84
財産形成給付信託	7,612	0.01	9,107	0.01	7,203	0.01
貸付信託	551,296	0.66	206,543	0.24	278,182	0.31
投資信託	19,636,728	23.48	22,537,130	25.79	21,484,220	23.73
金銭信託以外の金銭の信託	3,160,930	3.78	2,912,094	3.33	3,042,883	3.36
有価証券の信託	14,439,200	17.26	16,514,452	18.90	15,885,157	17.55
金銭債権の信託	7,514,162	8.98	9,076,530	10.38	8,638,407	9.54
動産の信託	437	0.00	—	—	—	—
土地及びその定着物の信託	143,721	0.17	56,377	0.06	149,581	0.16
包括信託	7,898,602	9.44	8,643,900	9.89	8,402,083	9.28
その他の信託	0	0.00	0	0.00	0	0.00
合計	83,643,053	100.00	87,393,741	100.00	90,534,098	100.00

(注) 1. 上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。

2. 「信託受益権」に含まれる資産管理を目的として再信託を行っている金額 前中間会計期間末54,848,873百万円、当中間会計期間末61,946,569百万円、前事業年度60,984,817百万円

3. 共同信託他社管理財産 前中間会計期間末3,281,426百万円、当中間会計期間末2,754,779百万円、前事業年度2,973,373百万円

4. 元本補てん契約のある信託の貸出金 前中間会計期間末415,437百万円のうち、延滞債権額は3,077百万円、貸出条件緩和債権額は770百万円であります。
また、これらの債権額の合計額は3,848百万円であります。
なお、破綻先債権及び3カ月以上延滞債権はありません。
5. 元本補てん契約のある信託の貸出金 当中間会計期間末299,134百万円のうち、破綻先債権額は26百万円、延滞債権額は14,243百万円、貸出条件緩和債権額は275百万円であります。
また、これらの債権額の合計額は14,545百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権はありません。
6. 元本補てん契約のある信託の貸出金 前事業年度328,913百万円のうち、延滞債権額は14,656百万円、貸出条件緩和債権額は745百万円であります。
また、これらの債権額の合計額は15,402百万円であります。
なお、破綻先債権及び3カ月以上延滞債権はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月20日

住友信託銀行株式会社

取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 河 合 利 治 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 白 川 芳 樹 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 小 倉 加 奈 子 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている住友信託銀行株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、住友信託銀行株式会社及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されているとおり、会社は、当中間連結会計期間より「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」の第30-2項を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。
2. 前中間連結会計期間の中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月27日

住友信託銀行株式会社

取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 河 合 利 治 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 白 川 芳 樹 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 小 倉 加 奈 子 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている住友信託銀行株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、住友信託銀行株式会社及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月20日

住友信託銀行株式会社
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 河 合 利 治 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 白 川 芳 樹 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 小 倉 加 奈 子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている住友信託銀行株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第137期事業年度の中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、住友信託銀行株式会社の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。
2. 前中間会計期間の中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月27日

住友信託銀行株式会社
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 河 合 利 治 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 白 川 芳 樹 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 小 倉 加 奈 子 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている住友信託銀行株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第138期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、住友信託銀行株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

【表紙】

【提出書類】

確認書

【根拠条文】

金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

平成20年11月28日

【会社名】

住友信託銀行株式会社

【英訳名】

The Sumitomo Trust and Banking Company, Limited

【代表者の役職氏名】

取締役社長 常 陰 均

【最高財務責任者の役職氏名】

該当事項はありません。

【本店の所在の場所】

大阪府中央区北浜四丁目5番33号

【縦覧に供する場所】

当社東京営業部

(東京都中央区八重洲二丁目3番1号)

当社神戸支店

(神戸市中央区御幸通八丁目1番6号)

当社横浜支店

(横浜市西区南幸一丁目14番10号)

当社名古屋支店

(名古屋市中区栄四丁目1番1号)

当社千葉支店

(千葉市中央区富士見一丁目1番15号)

株式会社大阪証券取引所

(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社取締役社長 常陰 均は、当社の第138期第2四半期(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

